

令和7年第3回嬉野市議会定例会会議録

招集年月日	令和7年8月29日				
招集場所	嬉野市議会議場				
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年9月12日 午前9時30分			副議長 森田明彦
	散会	令和7年9月12日 午後4時10分			副議長 森田明彦
応(不応)招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名
	1番	水山洋輔	出	9番	宮崎良平
	2番	大串友則	出	10番	川内聖二
	3番	古川英子	欠	11番	増田朝子
	4番	阿部愛子	出	12番	森田明彦
	5番	山口卓也	出	13番	芦塚典子
	6番	諸上栄大	出	14番	田中政司
	7番	諸井義人	出	15番	梶原睦也
	8番	山口虎太郎	出	16番	辻浩一

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	健康づくり課長	佐熊朋子
	副市長	早瀬宏範	統括保健師	
	教育長	杉崎士郎	子育て未来課長	山口貴行
	行政経営部長	永江松吾	福祉課長	馬郡裕美
	総合戦略推進部長	小野原博	農業政策課長	中村忠太郎
	市民福祉部長	小池和彦	茶業振興課長	岩吉栄治
	産業振興部長	井上章	観光商工課長	志田文彦
	建設部長	馬場敏和	農林整備課長	松尾憲造
	教育部長	筒井八重美	建設課長	小笠原啓介
	観光戦略統括監		新幹線・まちづくり課長	馬場孝宏
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	津山光朗	環境下水道課長	
	財政課長	金田正和	教育総務課長	森永智子
	税務課長	三根伸二	学校教育課長	中原奈美
	企画政策課長		会計管理者兼 会計課長	
	企画政策課参事		監査委員事務局長	
	広報・広聴課長	松尾良孝	農業委員会事務局長	大曲良太
	文化・スポーツ振興課長	小原和子	代表監査委員	
	市民課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	太田長寿		

令和7年第3回嬉野市議会定例会議事日程

令和7年9月12日（金）

本会議第5日目

午前9時30分開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	阿部 愛子	1. 国保行政について 2. 平和の取り組みについて 3. オスプレイの低空飛行について 4. 学校給食費無償化について
2	田中政司	1. 農業政策について 2. 市道・農道等における維持管理について
3	大串友則	1. 学校施設（体育館）への空調設備設置について 2. 指定管理者制度運用ガイドラインの見直しについて
4	増田朝子	1. 指定管理について 2. 人事行政の運営等の状況の公表について 3. 会議の公開について
5	宮崎良平	1. 民生委員・児童委員について 2. 米国の関税措置における市内企業への影響について 3. 市内小中学校における平和集会・平和学習について 4. 次期市長選に向けた出馬意思について

午前9時30分 開議

○副議長（森田明彦君）

皆さんおはようございます。本日は、議席番号3番、古川英子議員及び議席番号16番、辻浩一議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議席番号4番、阿部愛子議員の発言を許可します。阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

おはようございます。議席番号4番、日本共産党の阿部愛子です。早朝から傍聴をしてい

ただき、ありがとうございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問を行いたいと思います。

1つ目は国保行政について、2つ目は平和の取組について、3つ目はオスプレイ低空飛行について、4つ目は学校給食費無償化についてです。壇上からは、国保行政について行います。

マイナ保険証への切替えにより、2024年12月から新たな保険証は廃止になりましたが、それ以前から保険税の滞納世帯に対しては、これまでの保険証返還や資格証明書の発行の措置なり、窓口で医療費を一旦10割負担で支払い、後日に市町村から7割の特別療養費の支払いを受ける措置へと変更されています。ところが、困窮世帯にとって10割負担は苛酷で、受診が困難となっているのが実情です。

8月15日、石破内閣は日本共産党の田村貴昭衆議院議員の質問主意書に対して、保険証廃止後の仕組みでも考え方は従来と同様だとして、滞納世帯の申出があれば、市町村が特別な事情に準ずる状況と判断することができ、その場合、特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うことができると答弁しました。この際、市町村は医療の必要性についての判断を求めないとありますが、嬉野市の対応をお伺いします。

①滞納世帯の窓口負担金はどうなっているのか、あと、滞納している場合、窓口でマイナ保険証は使えるのか、そのとき滞納している世帯は窓口で10割支払いをしなきゃいけないのかを伺います。

次の質問からは質問席から行います。

○副議長（森田明彦君）

ただいまの質問に対して答弁を求める。市長。

○市長（村上大祐君）

おはようございます。阿部愛子議員の質問にお答えをしたいと思います。

滞納世帯の窓口負担金についてお尋ねをいただいております。

まず、国民健康保険の制度でありますけれども、これは、私たちが病気とかけがをしたときに安心して病院にかかるように、ふだんからお金を出し合って互いに助け合っていこうという制度であります。したがって、運営は市民の皆様からの保険税と国と県からの支出金などで賄われております。

この保険税は、前年の所得を基に税額を決定して、世帯主の方に対して課税がなされます。その内訳は、医療保険分と後期支援分、それから介護保険分の3つの区分がありまして、それぞれの区分について、所得割、均等割、平等割がありまして、その合計額が健康保険税ということになっております。

議員お尋ねの滞納世帯の扱いにつきましてであります。滞納があっても、特別な理由がない限りは窓口負担金は一般の人と同様3割ということになっておりますので、御安心いた

だきたいというふうに思っております。

以上、阿部愛子議員の質問に対するお答えとしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

ありがとうございます。

そこで伺いますけれども、マイナ保険証は制度が変わっても窓口でそのまま使えるかどうか、窓口に出して大丈夫なのか、それを伺います。

○副議長（森田明彦君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。

マイナ保険証は、そのまま窓口で同じように使うことができます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

滞納していても3割でいいということなんですか、じゃ、窓口の支払いはそのときはないということですね、滞納していても。受診した場合、3割払っただけでいいということでしょうか。10割払わなくてもいいのかどうか、そこを伺います。

○副議長（森田明彦君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。

滞納したから10割ということにはすぐにはなりませんで、国保税のほうが、まず、毎月皆さんお支払いをしていただきますけれども、そこで1年間全くお支払いがなく、また、本人の申出が全くない場合、そのときにこちらのほうで審議会というのを開きまして、そこでやっぱり払う意思がない方、本来の何らかの理由がない方に関しては10割お支払いとなりますよというお通知を出すことになります。滞納したからすぐに3割であるとか10割であるとか、そういうことにはなりません。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

払えない場合は、理由をちゃんと申出をすれば対応していただけるということですね。対応していただけるというか、使えるということですね、マイナ保険証が。

○副議長（森田明彦君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

はい。まず、一気に10割とかなるわけではなく、それまでにこちらのほうからも通知のほうを出したり御案内の文書を出したりしておりますので、一気に10割とかになることではないということを御理解ください。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

理解しました。

次、2つ目に行きます。

2009年に日本共産党の小池晃書記局長の質問主意書に対し、滞納世帯が医療を受ける必要があるのに医療窓口の一時払いが困難だと申し出た場合には、当該世帯は保険税を負担しない特別な事情に準ずる状況にあると考えられたとした答弁書を決定していると指摘。このような申出があった場合、特別療養費の支給に代え、療養の給付等を行うことができるのではないかとただしました。

これに対して今回の答弁書は、保険証廃止後の仕組みでも考え方は同様だとして、滞納世帯の申出があれば市町村が特別な事情に準ずる状況と判断することができ、その場合、特別療養費の支給に代えて、療養費の給付等を行うこととなると説明しています。この際、市町村に医療の必要性についての判断を求めないとあります。

嬉野市ではそうした滞納世帯の申出はあったかどうか、例があったかどうか、お伺いします。

○副議長（森田明彦君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（佐熊朋子君）

お答えいたします。

国民健康保険制度は地域の皆様がお互いに助け合いながら成り立つ制度であります。市としても、特に所得の少ない世帯に配慮し、軽減措置や特別な事情がある方の場合の対応を準備しております。

御指摘のように、医療機関窓口で医療費の一時払いが困難であるといった直接の申出については、現時点では具体的な事例として市が把握しているものはございません。保険税を納

めることが困難であるという相談は数件、窓口のほうで受け付けております。そのような医療費や保険税の支払いができない状況にある方は生活そのものに困難を来している可能性が高いと考えられるため、市としては、福祉部門と連携しながら適切な支援を行うことを基本方針としております。

特別な事情につきましては、例えば、家族が入院したこと、収入が途絶えたことなど、生活基盤が一時的に崩れる理由がある場合に相談を受け付けております。内容を十分に検討した上で、その世帯の状況に応じた支援を講じております。

また、困窮者については、福祉課や社会福祉協議会などの関連機関を案内し、必要な生活支援制度を紹介しながら対応しております。

市としては、今後も住民の生活状況に寄り添いながら対応を続けるとともに、国民健康保険の意義である助け合いを維持しつつ、相談があった場合はその解決に向けた努力をしております。引き続き住民の皆様の必要な支援を行いながら、適切な納税についても相談をさせていただいております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

丁寧な説明をありがとうございます。私が何でこれを出したかといいますと、ちょっと前でしたけれども、知り合いから、お金を借りに来る方がいらっしゃると。どうも生活が困っているようだと、ちょっと話を聞いてみてくれないかと言われましたので、訪問してみました。そしたら、夫さんが今は失業中だと。本人は継続して治療をしなきゃいけない病気なんだけれども、お金がないから、お金を借りてそのときだけ治療を受けに行っているというお話をしました。私が心配していますと言うと、大丈夫ですよ、来月から夫さんの年金が入りますからと言われたんですね。

それで、3つ目ですけれども、国保世帯に特別な事情の申出の措置について周知をされているかどうか。それと、市報やホームページで国保世帯への発送物などで知らせているかどうか、そういうことが必要じゃないかなと感じたので、お伺いします。

○副議長（森田明彦君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

通常で申しますと、納付期限までに納付がない場合、納期限後の20日以内に督促状を送付しております。それでも納付、反応がない場合は催告書を送付しておりますが、その催告書の中に、事情がある場合は連絡をするような一文を載せております。

以上になります。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

市報なんかには書いて出していませんよ。そういうのがありますよというのではありませんよ。ホームページとかにもないですね。ありましたかしら。

私が訪問した方は、お金がないけど我慢していらっしゃるという感じだったんですね。外から見たらお金がないように見えないんだけれども、夫さんのお金がなくて我慢しているみたいな感じで、お金が入ったら受診しますよというような感じだったんですよ。

それで、もしそういうことを早くに知ることができたら、治療のたびにお金を借りに行かなくても相談できたのではないかなど感じたからお聞きしています。

○副議長（森田明彦君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えをいたします。

いろいろなそういうふうな生活相談、生活困窮等に関わる相談は随時受付しております。福祉課のほうとか、社会福祉協議会とか、家計相談とか、消費生活相談とか、いろいろな相談を市役所のほうで受付をしておりますので、何か困ったこと等あられましたら、ぜひ窓口のほうに、市役所の福祉課とかでもよろしいですので、電話をしていただければと思います。困ったからといってじつとしていては我々もちょっと分かりませんので、もし議員さんたちにもそういうふうな相談等があれば、相談してみらんねということで肩を押していただくようにお願いをいたします。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

分かりました。お金がなくても治療が続けていいんだという制度があるということを私もしっかりみんなに伝えていきたいと思います。

次に行きます。平和の取組についてです。

日本非核宣言自治体協議会によると、非核宣言自治体は1,674自治体です。佐賀県は武雄市と嬉野市の2自治体だけが協議会の会員として参加しています。

目的は、非人道的核兵器の使用が人類と地球の破滅、その危機をもたらすことに鑑み、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確

立することを目的とするとあります。

嬉野市は平和首長会議にも加盟しています。被爆80年の今年、戦争体験者も少なくなってきた。語り部の継承も少なくなってきて、核兵器廃絶の取組はますます重要だと感じます。

非核宣言自治体である嬉野市の平和行政についてお伺いします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まず、私の方からは市長部局における平和の取組について答弁いたします。

市長部局においては、嬉野市主催の戦没者追悼式の開催、これは4月の中旬ぐらいの開催となっております。また、遺族会への助成、原爆投下日、広島は8月6日、長崎が8月9日、それと終戦記念日、これは8月15日になりますが、この日に合わせて防災行政無線を通して市民の皆様への黙禱の呼びかけを行っております。そのほか、核兵器廃絶、平和行進ですね。そういうものの対応を行っているところでございます。

それと、先ほど議員からも紹介がありました、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を目的とした、これは昭和57年に広島市と長崎市において設立されております平和首長会議、こちらのほうにも本市として加盟をしているところでございます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

私たちも平和行進でお世話になっています。ありがとうございます。

それで、塩田の中央公園のところに非核三原則の看板がありますけれども、あれが木がかぶっていて見えなくなっているという声が出てますので、あれを何とかしてもらいたいと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

ちょっと現地確認をさせていただいて、私たちのほうも対応したいと思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

どうぞよろしくお願ひします。

次に行きます。

市や学校教育などの平和の取組はどうなっていますでしょうか。

8月9日の長崎原爆投下の日に合わせて、県内の学校では戦争体験者の話を聞いたり映画を見たりしているところもあるようです。嬉野市ではどんな取組をしているのか、お願ひします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校教育における平和教育ということでお答えをしたいと思いますけれども、本市内の学校における平和教育の取組につきましては、主に平和教育は社会科であったり、あるいは総合的な学習の時間を利用して行なっているところであります。

また、学校行事では、小学校では6年生、中学校では中学3年生が修学旅行先で戦争体験者の講話、あるいは資料館等の見学を通して平和教育をしているところでございます。

特に最近目立つのは、小学校のほうでは佐賀県遺族会の方を呼んで、語り部の方がいらっしゃいますので、その方を呼んで実際のお話を聞きするというふうな取組を推進しているところが広がっているところでございます。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

よく分かりました。

それで、8月31日の佐賀新聞に、塩田中学校3年生の松尾さんという方が新聞に投書されていました。ちょっと読ませていただきます。「戦争から80年となる節目の今年。私は特攻隊員の方々が願った、平和な日本で生きてています。当時の人たちが願ってかなわなかつた、大切な人と生きていく日本。私は80年の時を超えて、大切な人と当たり前のように暮らせるこの何げない日常を、かみしめて生きています。」という投書がありました。私はとても感激しました。本当にその活動、学校の活動は大切だなと感じています。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

私もここに、今読まれた記事は持っておりますので、ここを読むと、本当に学校現場で、修学旅行先で、確実に子どもたちのハートの中に平和教育の浸透がしているなということを

強く感じたところでございます。これをかみしめている今の子どもたちは平和教育が浸透しているということを、改めて新聞記事を通して感じたところでございますので、私も保存はしております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

教育長と同じ考えだったので、うれしかったです。

では、2番目に行きます。

嬉野市として、日本政府に対して核兵器禁止条約に参加するよう求める考えはあるかどうか、伺います。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

我が国、日本は唯一の戦争被爆国であります。そういう中で、やはり核廃絶というのは人類共通の願いであるというふうに思っておりますし、戦争もやっぱりあってはならないことだということを思うわけであります。

この核兵器禁止条約につきましては、共産党をはじめ、れいわ新選組、社民党もだったと思いませんけれども、強く呼びかける一方で、自由民主党、国民民主党、維新の会、この辺は慎重な姿勢、公明党がオブザーバー参加というような形での考え方、各政党間のスタンスがあろうかというふうに思っております。

しかしながら、私は核兵器廃絶とか戦争をこの世からなくすということに特定のイデオロギーを持ち込むべきではないというふうに思っておりまして、私自身も保守本流の政治家としても、この核兵器の廃絶だけは絶対に実現しなきやいけないことだというふうに思っております。

今年の8月9日の長崎の平和祈念式典、長崎市の鈴木市長の言葉を聞かれましたですよね。長崎市長も即刻、日本政府に対して核兵器禁止の批准をということを求められておりました。よく新幹線の連携等々でも会う方ではありますけれども、ふだんは本当に冷静沈着で、あんな物言いで淡々と何でもお話しなさるんですけども、本当に心の叫びのような平和宣言を今年読まれていたのが印象的であります。私も大いにそこは共鳴するところでありますので、私も機会があれば、政府に向けてこうした核兵器の禁止条約の批准をぜひとも、まずはオブザーバー参加だけでもできないものかということは強く訴えたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

今、佐賀県では、参加を求める議員の意見書なんかが採択されたりしています。基山町なんかはそうですね。国内ではやっぱり地域のほうから参加を求める動きが進んできているようなので、ぜひお願ひしたいと思います。

次に行きます。オスプレイの低空飛行についてです。

8月22日、くらしを守る共同行動佐賀県実行委員会は防衛省に要請をしました。陸上自衛隊オスプレイの低空飛行訓練について、大野原演習場でも区域として可能性はあると示されました。その際、住民の不安などに対して、自治体が求めれば防衛省は説明会を実施すると答弁をしました。オスプレイが市街地や学校、病院などの上空を飛行することに住民が不安を抱くのは当たり前だと思います。防衛省は住民に説明すると言っていますので、市長は住民の暮らしと命を守る責任があります。嬉野市としても、住民への説明会を開くかどうか、そういう要請をするかどうか、考えはあるかどうか、お願ひします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、市民の中には心配に思われている方もいらっしゃることを推察しているところです。

御質問の嬉野市からの要請につきましては、今後の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

なお、本市としましても、今後、九州防衛局に丁寧な説明を求めてまいります。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

要請を求めてもらいたいと思います。オスプレイは日本の災害のために買ったわけじゃないんですね。戦争の道具に買ったわけですから、飛ばないのが一番だと思います。どうぞよろしくお願ひします。

あと、学校給食費無償化についてです。

国は令和8年度に学校給食費無償化の方針を示しましたが、全国でも、県内でも、自治体独自での無償化が進んできています。

佐賀市は物価高騰対策給付金を活用して、市立小学校で今年の3学期のみ無償化を実施すると発表しました。唐津市は9月から小学校、中学校の無償化実施をしています。

こうした給食費の無償化が進められている背景には、物価高騰にあえぐ市民生活の実態があります。家計の中でも食費の占める割合は高く、子育て世帯ほどその影響を大きく受けています。給食費無償化は確実に子どもたちに届く現物支給だと、だからこそ求められています。

市長は3月の議会の答弁で、次年度は国の動向を重視し、情報を収集しながら検討しますと言わされました。国の実施を待つことなく嬉野市での学校給食費無償化に踏み切る考えはないかどうか、お伺いします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校給食費無償化についてのお尋ねですので、お答えを申し上げたいと思います。

学校給食費の無償化は大変重要な施策と認識をいたしております。現時点では、市単独で財源を確保するのは非常に厳しい状況にございます。その理由といたしましては、今、嬉野市内を見てまいりますと、大草野小学校の耐震補強を、長寿命化をしてきております。そういうものも含めていくと、2年後、3年後という具合に次々にいろんな学校での耐震化の計画がありますし、それから、嬉野市の給食センターそのものも20年以上たっているんですね。そういうことを見ますと、今の段階で、市単独での給食の無償化というのは非常に厳しい状況にあるということでございます。

国のはうがいろいろと施策は打ってくれておりますけれども、まだ、小学校からということには行っていませんので、そういう状況でございます。

その代わり、今御案内のとおりでございますけれども、うまかもん給食を市のはうからは、農業部門で紹介をしていただいて、以前よりも非常に多くの金額を各2か所の給食センターのほうに補助をいただいておりますので、どちらかというと、その幅を広げていくお願いを教育委員会としてはしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

共同行動の席で、国は3党合意で決まったので、2026年には必ず実行しますと答えられました。いつですかと尋ねたら、それは分かりませんので、それを答えられませんと言われました。もしかしたら12月かもしれませんけど。うまかもんと言われましたけれども、うまかもんの支給してもらっている日にちが10日間しかないんです。なるべく学校で、夏休みにな

ると子どもたちが瘦せてくると言われますので、給食をしっかりと食べてもらって元気な子どもたちになってくれるように望んでいますので、早くお願ひをしたいと思って、私の一般質問を終わらせていただきます。（発言する者あり）答弁いただけますか。すみません。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

阿部議員がおっしゃっている気持ち、十分分かりますし、基本的には学校給食だけで子どもたちが生きているわけではないわけでございますので、家庭のほうとも連携をしながら、今後十分なる栄養補給ができるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

いち早く無償化になれば私どもも大変うれしい限りではございますので、ぜひ関係各課のお力を借りながら国の方に要望していただければというふうに思っております。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

先ほどの阿部愛子議員の御発言の中に、うまかもん給食は10日間というふうにおっしゃったんですけども、こちらの補助は改正が行われておりますし、もともと副食おかずだけが対象だったんですけども、主食も、御飯も対象としていただいております。日数も190日間分ということで変更となっておりますので、追加で説明をさせていただきます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

失礼いたしました。私の勉強不足でした。ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（森田明彦君）

これで阿部愛子議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで10時15分まで休憩といたします。

午前10時5分 休憩

午前10時15分 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

一般質問を続けます。

議席番号14番、田中政司議員の発言を許可します。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

皆さんおはようございます。議席番号14番、田中政司です。議長の許可をいただきましたので、ただいまから通告書に従いながら一般質問を行います。傍聴席の皆様、また、インターネット、あるいはケーブルテレビで御視聴の皆様、傍聴、また御視聴、誠にありがとうございます。

一般質問に入ります前に、去る8月29日、奈良県のほうで秋に開催されるわけですが、奈良県で行われました第79回全国茶品評会出品茶審査会におきまして、その結果が発表されました。蒸し製玉緑茶、釜炒り茶の両部門におきまして、個人の部で、一等一席の最優秀賞である農林水産大臣賞を田中勝也さん、そして、山口正美さんが受賞をなされ、産地の部におきましても、両部門とも産地賞1位を嬉野市が受賞をし、3年連続の4冠を達成いたしました。改めまして、心からお祝いを申し上げますとともに、お二方の良質茶生産のための日頃からの御努力と関係者の皆様方の絶大なる御尽力に対し、心より敬意を表するところであります。来年はいよいよ佐賀県での全国お茶まつりの開催となっておるわけですが、4年連続の4冠達成という目標を目指して、関係者が一丸となってそれぞれの立場で頑張っていただき、うれしの茶の名声が名実ともに日本一となることを願っているところであります。

それでは、一般質問に入ります。

今回、私は大きく2点、農業政策の諸問題についてと市道及び農道等の維持管理についての2点について質問をいたします。

見渡してみると、今、嬉野市内は、たわわに実った稲穂が黄金色に輝き、まさに収穫前のすばらしい田園風景となっているところであります。このまま台風あるいは害虫被害等がなければ、生産をされております米農家にとりましては、すばらしい実りの秋を迎えることができるものというふうに予想をしております。

そのような中、令和の米騒動と言われるように米の価格が高騰をし、米の安定供給を目指すために、政府におきましては、事実上の減反に当たる生産調整を見直し、増産にかじを取るという報道がなされました。これは、需要の見通しの甘さによる生産量の不足を認めた上で、今後は生産拡大を図り、輸出なども積極的に推し進める方針というふうに理解をするものであります。

そこで、以下、質問をいたします。

1点目に、今後こういうふうにかじを取られた後、嬉野市におきまして増産に向けた対策、そしてどのような施策を考えていこうと思っておられるのか、お考えをお聞きいたします。

2点目に、生産調整が見直されるということは、主食用米に代わってWCS、飼料用米等が生産されているわけなんですが、そこら辺の減反などに対する補助金等については今後どういうふうになるのか、可能性としてはなくなるというふうなことも考えられるのか、お伺いをいたします。

壇上よりは以上2点につきまして質問をし、その他の質問に関しましては質問席より行いたいと思います。

今まさに、市内の田んぼは、実るほどこうべを垂れる稻穂かなであります。私も、5期20年の議員歴となります。謙虚さを忘れず、分かりやすい質問に努めたいと思います。執行部の簡潔で期待に沿う御答弁をよろしくお願ひいたします。

○副議長（森田明彦君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

それでは、田中政司議員の質問にお答えをしたいと思います。

嬉野市における増産に向けた対策についてお尋ねをいただいております。

冒頭、質問の中でも御紹介いただいたように、政府といたしましても、石破総理大臣が8月5日の関係閣僚会議の中で米の需要を見通せず生産量が不足していたことが価格高騰を招いたとして増産にかじを切る方針を表明し、耕作放棄地の拡大を食い止めるとともに、輸出の抜本的な拡大に全力を擧げるという考え方を示されました。長らく続いた農政の誤りを認め、次に進もうという画期的なそういった意見、そして方針決定だったんではないかというふうに思っております。この大臣発言を受けて、今、農林水産省においても施策を検討されているということですので、本市としても、国、県の施策なども踏まえて、適切な対処をしてまいりたいというふうに思っております。

本年度産の米の増産につきましては、せんだって諸井義人議員の質問の中でもお答えをしましたけれども、55ヘクタールほどの増産ができているということでありますし、また、この嬉野市、塩田町の今ブランド化も進めつつある酒米についても5ヘクタールほどの増産ができているということです。通常、酒米から食用米に転換して酒米は減るというところではありますけれども、食用米も酒米も増産ができるというのは嬉野市の一つの特殊事情ではないかというふうに思います。背景としては法人化を、特に塩田地域では先進的に進めていただいていること、また、酒蔵との信頼関係の中で、ほぼ契約栽培に近い形の酒米の生産も行われているということも大きな要因だというふうに思っております。今、嬉野市の独自の取組としても乾田直まきを進めるなど、省力化、そして生産性の向上にも努めているところであります。水田を守っていくことは国土涵養の観点からも重要でありますし、食料安全保障という観点からも欠かすことのできない施策だというふうに思っております。生産地嬉野市としても、しっかりと我が国の食料増産に寄与してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の飼料米の減反政策について、今後のことをお尋ねいただいております。

生産調整を含めて米政策の見直しにつきましては、今年度から政府において議論が始まるということでございますので、その中で、飼料用米や大豆などの転作作物に対する補助金等

の仕組みについても議論されるものと考えております。仮に生産調整が廃止された場合には、供給が過剰になり米価が暴落するということがあってはならないというふうに思いますので、市としても、国に対し生産者の再生産価格が確保できる米施策となるように要望するとともに、また、国施策を注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、田中政司議員の質問に対するお答えとしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ありがとうございます。要するに、食料を確保するという上においても、今ある、生産されているお米を確実に確保していかなければいけない。また、減反等のことに関しましては、今から国のはうでどのような制度になっていくのか、それを注視しながら今後進めていく。たしか、令和9年度で1回そこら辺の見直しがあって発表になるというふうにはお聞きをしておりまして、そこら辺で大きく転換をされるものだろうというふうには思っております。

そういう中で、今日の新聞だったんですが、229万トン来年度の米はあって、ああいう記事が載ると、今の米の価格がどうなるんだろうというふうにですね。今年は米の概算金というのが、JAさがでは、夢しづくが2万9,000円、ほかの品種では2万9,500円とか、約3万円に近い概算金が出ているわけなんですが、これがまた来年産になると余ってくるかも分からないというふうな記事が出ますと、この価格はどうなるかなということで、農家の皆さんには非常に不安になっているかなというふうに思うところであります。

そういう中で、水稻の作付ということありますが、現在、嬉野市の水田面積というのが、市勢要覧でいきますと1,300ヘクタールぐらいあるんですね、嬉野市全体でたしか水田面積が1,300ヘクタール。主食用のお米というのは770ヘクタールぐらいあると思うんですけど、農業政策課長、そこら辺の数字というのは間違いないですか。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

水田としては1,300ヘクタールあるんだけれども、実際にそこで主食用米としているのが770ヘクタール、との残りの水田というのはどういうふうになっているわけですか。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

残りの水田、耕作をされていない、自己保全等で管理をされている水田というふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

一応水田だけれども自己保全になっていると。その水田というのは、お米を作ろうと思っても作れるんですか。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

自己保全で管理されている水田をすぐ耕作できるのかというお尋ねでございますけど、自己保全になった時点からどれだけ経過しているか等にもよって、復旧といいますか、元の水田、作付できる状態に戻る水田もございますけど、それ以外のものもございます。どの程度がすぐ水田として活用できるのかというのは把握をしておりません。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そうなってくると、水田としては1,300ヘクタールぐらい嬉野市内に台帳としてはあるんだけれども、頑張っても800ヘクタールぐらい、例えばいろんな形で、とにかく水田を作つてください、主食用米がどうだから、増産ですから、増やすために作つてくださいとどんなに言われても800町歩より多くはできないというふうな、これはあくまでもアバウトな数字なんですが、それぐらいの考え方でいいんですかね。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

先ほども申しましたとおり、詳細な確認はできておりませんけど、耕作放棄地として長ら

く放棄された農地の復旧はかなり難しいと思われますので、その800ヘクタールというのが妥当な数字かどうかはお答えしかねるところでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そうですね。分からないですけど、いずれにしても今の面積から——実際自分も農家やつていてお米を作っているわけなんですが、1回そういう自己保全にしたところを再度というのはなかなかできないし、それでやろうと思っても、せまちが悪かったりいろんな条件があるもんですからなかなか合わないというのが当然なところだろうというふうに思います。水田面積はそういうことで。

それで、今、米が高騰をしております。3万円ぐらいですよね、60キロで今概算金で出されているのが。これが、農業政策課等が把握しているところで、嬉野市の1反歩当たりの収量はどれぐらいあるんですか。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

農業政策課としては正確な数字は把握をしておりませんけど、また、品種によりましてもちょっと収量等が大きく異なってはまいります。

県の統計資料によると、これは平成29年の資料でございますが、10アール当たりの収量が474キログラムでございますので、1俵60キロに換算しますと7.5俵程度というふうな数字が出ております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

嬉野市で7.5俵平均取れているんですか。それは県の平均ですよね。だから、嬉野市の夢しづく等になると、山間部になるとなかなかそこまではいかないと実際思うんですが、その点いかがですか。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

先ほど申しました数字は県の数字でございますので、平たん部のほうはかなり収量が取れるというふうに認識をしております。

議員がおっしゃるとおり、嬉野市には中山間地域が多うございますので、これよりかなり収量は少なくなるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういう中で、平均したところでいきますと、大体6.5俵とか7俵を若干切るぐらいのかなという気がしております。

そういう中で、今、仮に6.5俵ぐらいの収量が中山間地であった場合に、3万円というと、これはいわゆる農家の手取り収入というのが幾らぐらいになりますかね、農業政策課長。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

こちらも県の統計資料でございますけど、令和2年で10アール当たりの水田耕作に係るお金、肥料代とか労働費を除いた経費というのが8万円程度というふうに出ておりますので、そちらから逆算した数字が手取りというふうになるということでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今のは経費ですよね。3番に行く前に皆さん方に、実際に米を作つてみてどういうふうな状況なのかというのが、今、米の概算金、概算金ということばっかりやっているわけですね。概算金が仮に1俵3万円だとします。先ほど申しましたように、それが6.5俵、6俵半ぐらい取れたとします。そうすると19万5,000円。これは1反歩、要するに10アール当たり19万5,000円の収入があります。これは、私が今作つている田んぼでの経費になります。経費として、まず、苗が必要ですね。田んぼに苗を植えんといかん。その苗の経費というのは、機械で植えるときに、塩田とか鹿島の育苗センターで、育苗屋さんで作ったものを持ってくるんですが、それが大体1箱900円程度。その900円を22箱から25箱ぐらい山間部は必要とするんですね。その経費が、22箱使つたにして1万9,800円。これはよかつたらメモしてください。それで、元肥として肥料を振ります。肥料を振るのに、これが大体、1反歩当たり30キロから40キロという指導があつております。そうなつくると、これが2,262円単価がするんで

すが、これで4,524円。そして倒伏防止剤、土壌改良材があるんですが、これはケイ酸カリという資材を振ると。これが2,833円を2袋、1反歩に振ります。これが5,666円。そして、田植の後に草が生えないように除草剤を振ります。ラオウというのを私は振るんですが、これが2,542円なんですよ。これを1回でやるか、もしくは2回振る方もいらっしゃいますが、私は2回ります。これは2,542円を2回、ここで5,084円。それで、ヘリの防除があります。私の場合はドローンでやっているわけなんですが、そのドローンへの委託費用、これが大体2回防除を行って、農薬代込みで9,000円程度かかります。その合計が4万4,074円というのが経費です。

それと、これは出てこないというか、私は田植機械を自分で持つて自分で植えて、それでコンバインで稲を刈る。自分が持っているので刈りますから、ここのあればちょっと出てこないので、あえてこれを作業委託でやった場合、まず耕起、いわゆる田植をするまでに2回田んぼを混ぜるとします。これは1反歩当たり、今の農業委員会さんとかあれで大体の数字が出るんですが、それが7,100円なんです。これを2回やって1万4,200円。そして代かき、田植前に水をためて代かきをします。この代かき作業が1反歩当たり7,500円。田植、機械植えで1反歩7,500円です。そして刈取り、コンバインで1反歩当たりの刈取り料というのは1万7,300円なんです。そして、もみが収穫できました。これは乾燥しないといけません。乾燥をするのに共同乾燥調製施設、いわゆる共乾というところに出します。この共乾の使用料というのは、個人割、面積割、そして持ってきた量でいくんですが、うちの場合、これが大体1反歩当たりでいきますと1万300円なんです。計算しますと5万6,800円。合計しますと、5万6,800円と先ほどの4万4,074円を足すと10万874円というのが米作りの1反歩当たりの経費というふうになります。

今年の場合、概算金が3万円ということで、先ほど申しましたように6.5俵取れて19万5,000円で何とか黒字になります。1反歩から9万円程度の黒字になると、そういう計算です。これが昨年、概算金幾らだったですか、1万8,000円ぐらいだったですね。1万8,000円で計算すると10万円、全くチャラなんですよ、はっきり言って。1万8,000円の6俵取れたときに数字的には11万円ぐらいしかならないでしょう。だから、昨年までの米の価格では、どんなにたくさん作りましょう、やってくださいと言っても、はっきり言って合わない状況だったというのが現状なんですね。

なぜこういう話をするかというと、今、高い高いとか、米が高くなつてどうのこうのとありますけど、農家としては、ようやくこれで、今の価格で何とか黒字ベースになったんだということをまず皆さんにお伝えをしたかったというので、ちょっと長くなりましたが、そういうふうな状況です。

次の質問に移ります。

そういう中、現在、市内で、これは6つあるんですが、5つの共同乾燥施設において、施

設の老朽化に伴い、再編統合計画が協議をされております。これは米農家にとって——要するに乾燥しないことにはどうしようもないわけですから、調整施設は絶対必要ですね。しかし、それが老朽化で再編をしようと計画がなされています。

現在、今ある共乾の利用者の約8割が加入を申し込んでおられます。そういう状況であるわけなんですが、昨日の同僚議員の質問と一緒にになってくるわけなんですが、この乾燥調製施設を建設するに当たって、市としてどういうふうに関わって、どういうふうな支援策を考えておられるのか、再度お聞きをしたいというふうに思います。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

事業主体でありますJA及び関係者で組織されております施設再編準備委員会のほうへは、市のほうもオブザーバーとして参加をいたしているところでございます。共乾は市内生産者の多くが利用している施設でもございますので、国の補助事業で整備される予定でございますが、事業費も大きく、国の補助金で賄えない部分、そちらのほうは事業者の負担となり、すなわち生産者が支払う共乾の利用料に転嫁をされるものでございます。

市としましては、国庫補助事業に採択されました場合には上乗せ補助の検討を行い、共乾利用者の利用料の軽減につながる支援をしてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、JAとは連絡を取り合いながら進めてまいりたいところでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういう中で、先ほど課長のほうから答弁ありましたけれども、今、第1回から第6回、もう一回、第7回までたしか開催されているんじゃないかなというふうには思います。そういう中で、市もオブザーバーとしてこれには参加をしているということで、大体この内容はお分かりかと思います。

そういう中で、通常は、今まででいけば再編について国の補助が5割だったんですよね。その5割だった補助を県選出の国会議員さん等々とJAあたりが常に交渉しながら、何とかお願いをしながら、現在6割の補助ということで計画としてはなっているようです。

そういう中で、これは大体あくまでもアバウト、概算なんですが、その計画をするに当たって事業費が、本体工事が、メインの施設で14億5,000万円、15億円程度、荷受けの拠点として3,400万円程度、その他解体費用かれこれで1億3,600万円程度で19億3,100万円。約20億円程度の事業費ということになっていると思うんですが、その点、農業政策課長、間違

いないですか。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

現時点での事業費は20億円程度となっておりますけど、先日、諸井議員の質問にお答えをしたとおり、整備の方針自体が、カントリー方式と大型共同乾燥施設方式、今、この両方の案で話が進められておりますので、その20億円というのは恐らくカントリー方式での整備費用だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

いや、カントリーじゃなくて、たしか、あくまでもこれは大型の共乾ということでの試算だというふうに私はお聞きをしております。

そういう中で、カントリーになると面積的にもとても足りないということで、大型のライスセンターということで今計画、これはあくまでも計画ですよね。今のその計画でいきますと、先ほどおっしゃいました負担金が発生してくるわけなんですが、今、先ほど私は1万幾らというふうに自分のところで申しましたが、現在、ライスセンターの使用料というのは1キロ当たり大体20円程度なんですね。我々が全て、賦課金かれこれ全部合わせたところで、自分が出荷したものに対して20円程度のライスセンターの使用料なんですよ。この計画でいくと、これが50円に上がるんですよね。50円に30円上がるということは、我々からすると1万数千円——今現在1万円の負担金をライスセンターに払っているというのが、2万幾ら払わなきやならないような計算になるんですよ。そうなってくると、生産者としては非常に大きな出費ということになってこようかと思うんですね。ですから、そういうふうにならないように、今の現状の20円というのからそんなに大きくならないようにするためにどうすればいいかということで、先般話がありました、鹿島市も含めたところでの、もっと大規模な共乾施設等を考えたらどうだろうかというのが今現状で話し合われているんだろうというふうに思います。

そういう中で、市長は先ほど、酒米だけではなくて嬉野市のブランドというか、嬉野市でできたお米、そこら辺の今後の持つていき方を考えた場合に、そういうふうに大規模に統合して——それは経費の面だけを考えればそうかもしれません、嬉野市産米、そういったふうなブランドの米を今後作っていくというふうな考えの下ではそんなに大きくしないほうがいいと私は思うんですが、そこら辺、市長が今お考えになられる考え方というかな、もしあ

りましたら御答弁いただきたいんですが。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

各共乾施設ごとのブランドを作っていくという視点もやっぱり欠かせないというふうに思っております。武雄市の橋のさがびよりなんかも独自のブランドでやられたり、小さな地域でのブランド化も、それが功を奏してJRの豪華列車に武雄のお米が入ったりとか、私たちの吉田におきましても吉田米というのがふるさと納税でも本当に人気の品物でもありますし、また、旅館等々でも一部こうした吉田のお米、そして生産者の名前まで入れてブランド化して、それが旅館で食されるだけじゃなくてお土産としても人気なところもございますので、やっぱり小さければ小さいほど付加価値をつけていろいろブランド化しやすいのは、それはそのとおりだというふうに思います。しかし、全体的に考えていったときに、安定供給をしていくということになれば広域の連携を排除するものではありませんし、仮にそうなったときにも、広く藤津地域に広げてのブランドイメージを一緒につくっていくということも併せて、その統合の過程の中でも、またその後の生産を図っていく上でも協議をしていかなければならぬことだというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

分かりました。そういう中で、いずれにしても、今後この再編統合計画、これが大体11年頃をめどにというふうな話で今進められているようあります。

そういう中で今後どういうふうな展開になっていくのかですが、やはり嬉野市が一体となる、あるいはよその産地、地域とまたもっと大きくなる、いずれにしても、先ほどから申しておりますけど、嬉野市の生産者にとってはどうしてもこれはやっぱり上がっていかざるを得ない、使用料を上げざるを得ない状況になろうとか思うんですよね、今の現状でいけば。というのは、要するに荷受け拠点というのは今回もありますが、そうになった場合に、嬉野第1共乾を荷受け拠点として新たに整備をする。しかし、そこには補助金等の発生がないというふうなことを聞いております。そこに4億円程度、別に、独自に造らなければいけないと。これは生産者の利便性を考えた場合、嬉野地区の山間地から塩田地区までもみを運んでくださいというわけにはいかないので、嬉野で拠点を造るというふうな話になっています。そこに関しては補助金等には該当しないというふうな話も聞いております。

そういうことを考えた場合に、市として何らかの対策、これだけの現共乾利用者の8割

以上の方が一応契約をされているという状況の中で、それなりの支援策というのは当然考えていっていただきたいというふうに思いますが、市長いかがですか。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今御紹介いただいたように、農家生産者も本当にいっぱいのところでやっているという現状があります。その中で巨額の投資をして安定生産にいくとなると、やっぱりその負担のイニシャルコストをどれだけ抑えていくかというところが重要になってくるかというふうに思います。国のはうも努力をしていただきまして、こういった大きな共乾施設等には55%、県が5%ということで6割ということになりましたけれども、残りの4割をどうしていくのかというのは依然として大きな課題になろうかというふうに思います。

今後この設置を進めていくところになると、その立地するところもまだそこは特に決定はしておりませんけれども、まず、自治体を超えて連携してやることになれば、やはり自治体間の協議の中で何かできないかという考え方を持たなければならぬというふうに思っておりますし、その負担のあり方も含めてやはり双方、また、双方だけじゃなく3者、4者かもしれませんけれども、そういったところでの腹落ち感のある負担のあり方というものを示していかなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういう中で、先ほど市長おっしゃいましたけれども、小さいところでそういうブランド米、今、嬉野市でいえば吉田米というブランドがふるさと納税で売れている。私ね、大きくするなら大きくするで、集約化して、経費を安くして、今後の将来の米の安定供給につなげていく、これは大事だと思うんですよ。

それともう一つが、お米の生産で勝負と言ったらあれですけど、ブランド米としてやっていこうという、その地域、あるいは団体、例えば、5名とか6名ぐらいの人がそういう調整施設を造って、自分なりにそこでお米にして、それをブランドとして販売をしていく、そういった形をやるときの、国、県等の補助金、そういった類いの調整施設の補助金というのはありますか。

○副議長（森田明彦君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えいたします。

規模の小さい補助金ということでございますけれども、私が記憶しているところではないと思っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ないんですよ、そういったふうなところで調整施設を造るという補助金がですね。

これはぜひ市長にお願いしたいんですが、中山間地でそういったふうな何百ヘクタールも一緒にして大きな調整施設を造る、それは当然、国の補助金をもらわないと何十億円というのはできない。しかし、小さいのを造ろうとしても何千万円かはかかるんですよ、乾燥機を入れて、もみすり機を入れて。それを五、六人でやるというふうなのには、現在のところそういう補助がないんですね、うまくのせられるような。そこら辺の制度というか、そこそこに合ったような国の制度あるいは県の制度をぜひつくっていただくように、県、国へ、我々も一生懸命要望はしていきますけれども、市長もそこら辺の今のあり方——例えば、吉田のある地区で、何人かで棚田米を自分たちでそこでこだわって作って、それをどういうふうにして売っていこうとか、多分、今後若い人が、米の値段がある程度確立されなければ、あろうかと思うんです。そういった方への支援というのも考えて、そういうこともあるんですよということを、ぜひ国、県に要望していただきたいと思いますけど、市長いかがですか。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

こうした米のブランド戦略という点では、その考え方も非常によいのではないかと思います。

一方で、そういったところが乱立してしまうと、全体的なところでの統合が事実上不可能になってしまうというデメリットもあるかというふうに思います。そこは特に私どもの地域では法人化が先行して進んでいるところもありますので、法人化形態としてはやはり共乾施設、共同施設のほうが有利であるということは留意をしつつ、やはり中山間地農業の実態を映したものとして、そういったハイブリッドで対応ができるのかどうかというところもしっかりと検討、検証しながら、今後どういった形でこの国の農政のあり方を考えていくのか、そういったことを国に提言する機会を設けたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これは共乾の再編協議というのが今後も続くというふうに思います。そういう中でどういうふうな形の中で進んでいくのかというのはあろうかと思いますが、先ほど市長も、他自治体と一緒にになった場合の考え方、やはりそこら辺は話合いをしながらということでございますので、ぜひそこら辺の支援策を一緒に考えていただきたいということだけはお願いをしておきます。

次に移ります。

次は、これはなかなか言いにくいんですが、嬉野地区におきましても、いわゆるジャンボタニシ、正式名称はスクミリンゴガイですかね。何か言いにくいので、今後ジャンボタニシということで通したいと思いますけど、このジャンボタニシの発生が近年非常に増加をしております。

現在の発生状況、あるいは発生地区、また、これから対応策、これについて市はどのようにお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

本市におきまして、スクミリンゴガイによる水稻への被害は、平成の初め頃より塩田地区の平坦部を中心に見られ、近年では、塩田地区、嬉野地区の上流地域にも生息域が広がっている状況でございます。

佐賀県の農業技術防除センターが行っている目視による被害調査によりますと、今年7月の時点で当市の調査圃場50か所で目視による確認を行われておりますけど、5%未満の被害があつてはいる圃場は12圃場、割合にして24%という結果でございました。

市としましては、JAと連携しまして、生産者に対しまして発生の多い水田で収穫した後に、トラクターで浅く耕起をする、また、越冬する個体を死滅させるなどの耕種的な防除と、田植後の薬剤散布防除を徹底してもらうなどの対策を周知しまして、スクミリンゴガイの被害の軽減を図つてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

これについては、先ほどおっしゃいました秋に耕起をするときに石灰窒素を散布するとか、田植後の防除、スクミノンを散布するというふうになつてはいるんです。でも、スクミノンは

高いんですよ。三千幾らしてこれを4袋、要するに1万円ぐらいそこに振らんといかんとです、たしか。課長も御存じでしょう、それぐらいなんですよ。だから、分かってはいるんだけれども、先ほど私が申しました経費、そこら辺のことを考えると、とてもじゃないけどなかなかそこまでは手を入れられないという方もいらっしゃる。やはりそういったことを考えた場合に——武雄市とかは一時期物すごく増えたんですが、これはどうかせんといかんということで、石灰窒素等の補助等で、皆さんとにかく1回徹底的に、地域で、地区でやってくださいみたいなことで補助を出しながらやったというのを私はお聞きしているんですが、今後そういうことも視野にぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

越冬する個体の駆除をするために薬剤を散布する、その費用に対する助成を行った自治体も確かにございます。そういう事例を参考に、行政ができる支援策を今後、研究を行ってまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

スクミノンは結構効果あります。

次に移ります。

本年7月の、これは嬉野でいうお盆上がりから8月の20日間程度だったですか、雨が降らない状況が続いたわけなんですが、このときの嬉野市における水田、水不足等でそういう影響はなかったのか、あるいは、干し上がってどうだという被害があったのかどうか、あるいはそこに水をタンクで持つていって入れられたというふうな、そういう情報等が農業政策課長のほうに入っているのかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

今年は梅雨明けが平年に比べて20日以上早く、その後、7月にはまとまった降雨がなかったことから、水稻の用水不足が心配されたところでございますが、8月上旬にまとまった降雨があり、その後も適度に降雨があったことで、大規模な干ばつ被害には至っておりません。

J A及び農業共済組合に確認しましたところでも、現時点では干ばつによる被害の報告は

あっていないということでございました。市に対しましても、水不足を心配する連絡が数件あつておりました。連絡のあつた地区の状況は確認を行つております。

また、水不足の影響を受けやすい嬉野地区の山間部、そちらのほうでは、河川からポンプにより用水をくみ上げて貯水タンクで運んだ水田もあつたというふうにお聞きをしているところです。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

被害はなかつたというのは、やはり先ほどおっしゃるように、山間部において河川からポンプで揚げた、あるいはタンクで水を持っていったというのをしたから被害がなかつたということなんですね、要は。ですから、そこら辺なんですよ。そういう努力というのをしておられます。実際私もタンクにくんで水田に持つていったということをしました。おかげさまで何とか被害は出なかつたというところなんですね。

そういうときに、要はどこで水をくむかなんですよ。河川からポンプで水を揚げる。しかし、これは今度、下の田んぼの人に言わせると、大体そこはおたくの水路じゃないと。それは下のほうに行くための水路であつて、それから上にくみ上げるというのは困りますというふうなこともあるわけなんですね。これは要するに水利権ですよね。だからそこら辺で、じゃ、どこから水をそこへくむか、持つていくかということで数件から連絡を受けました。幸いにしてうちの地区に水をくむところがあるもんですから、そこで何かやって、そこでくんでもらつたことがあるんですが、これは前回、私、一般質問でも言いましたし、要望書等でも出ていると思うんですが、いわゆる旧医療センターのあの管ですよね。今、岩屋川内ダムから貯水場といいますか、そこから湯野田までいっている管なんですが、これについて、やはりそういったときに使えるようなことで整備していただけないかという要望も出ていますし、私も一般質問で言いました。その点の経緯について新幹線・まちづくり課長、今現在どういうふうになっているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（森田明彦君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今、旧医療センターが所有をしております送水管でございますが、これにつきましては、旧医療センターの解体工事等が全て完了をした後に移譲をされるというところで進めているところでございます。その後に、移譲を受けた後に、何らかの形で利活用というふうには考えておりますが、詳細についてはまだ検討中というところでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

じゃ、その送水管については、まだ医療センターから移譲を受けていないということですか。

○副議長（森田明彦君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

正式な文書としての移譲は受けておりません。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それは予定としてはいつ頃、移譲というのは。例えば、それは土地、今整備をされているんですが、あの送水管については、その送水管だけでも移譲をしてくださいということはできないんですか。

○副議長（森田明彦君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

それだけ移譲という形はできないことはないとは思いますが、我々としては全て、土地も含めたところでの一括で移譲というふうなことで話を進めているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そんなことを言いよったらいつになるか分りませんし、あの管がどういうふうな状況なのか。今まででは、解体をするのにあの水を使ってごみが出ないように、ほこりが出ないようにということで、散水のために使っているというふうにお聞きをいたしました。今現在、建物は解体が終わって整地というか、その段階に入っているんだろうというふうに思いますけれども、今どれぐらい水を使っておられるのかよく分かりませんが、やはりそこら辺を考えれば早急に、今年のように水不足だとかいろんなことを考えた場合に、送水管だけでも移譲し

ていただきいて、何らかのそこら辺の対応を考えていただきたいというふうに思いますけど、市長そこら辺いかがですか。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

地元のほうからも要望をいただきておるところでございますので、今、県であつたりとか、そういったところで今協議もさせていただいているところでありますので、なるべく皆様の意向に沿うように努力はしたいというふうには考えております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

やはり今寺のみずすましの横だとか、あと、井手川内等で水をくむところはあるんですが、井手川内なんかも、私が言うたような形でなかなかできていないんですね。そのまま管から落とすような形ということで、水をためるのに非常に水量が少ないので長くかかるとかというふうな話も聞いております。

そこら辺で、こういう水不足のときもあるということを考えながら、すぐ皆さんを使っていただけるようなそういうふうなこととか、農業用水等に使っていただけるというようなことも考えて、ぜひ早急な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

次に移ります。

大きな2点目になりますけれども、嬉野市内には、国道あるいは県道、市道、農道、林道というふうな名のつく様々な道路があります。そういう維持管理について、その路線の位置づけによって異なっているというふうに理解はしております。

それで1番目、まず、国道や県道、これについては国や県が維持管理を行うというふうに理解をしておるわけですが、市道あるいは農道、林道については、路面の補修や除草など、この維持管理についてどのような基準でどのように行われているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（森田明彦君）

建設課長。

○建設課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

まず、市道につきましてですけれども、路面補修につきましては、道路陥没のような通行車両に損傷を与えるような場合の補修を最優先で対処しております。路面の劣化度や地元要望の時期、財源を考慮しながら対応をしておるところでございます。

また、除草につきましては、地元から相談があった箇所を対応しながら、パトロール等で確認された見通しが悪い箇所なども併せて対応しておるところでございます。道路陥没等はその規模に応じて道路作業員で対応する場合と業者で対応する場合がありますが、除草については道路作業員による対応を行っておるところでございます。

以上です。（「今のは市道ですよね」と呼ぶ者あり）今のは市道です。

○副議長（森田明彦君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

農道、林道についてお答えをしたいと思います。

まず、一般の農道につきましては、原則地元管理ということでお願いをしておるところでございます。その作業につきましては、多面的機能支払交付金事業などで対応をいただいているところでございます。

また、市のほうが管理しております指定農道がございますが、こちらのほうも、日常管理につきましては地元のほうでお願いをしているところですが、路面補修など、市が直接施工を必要な部分については対応を行っている状況でございます。

また、林道につきましては、市のほうで除草、側溝の泥上げなどの日々の作業、かぶり木の伐採、倒木除去などを行っているところでございます。

また、林道につきましては、森林環境支援事業として、交付要綱に基づいて地元のほうで維持管理いただいた場合は補助金を交付しているものもございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ありがとうございます。すみません、勉強不足で申し訳ないんですが、嬉野市指定農道維持管理については規程なんですよね、林道については条例なんですよね。そこら辺のこの条例と中身はほとんど変わらないんですが、いわゆる林道を条例にしてやって指定農道については規程、これはどういうふうな違いがあるんですか。

○副議長（森田明彦君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

指定農道という言葉自体が一般的なものではないのかなと。どこの市町にもあるものではなくて、どちらかというと嬉野独自の規程になっているものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

だから、要するに指定農道という正式なあれがないと。だから、市で規程として決めてい
るということですね。

じゃ、そういう指定農道についていきたいと思いますが、指定農道というと、嬉野市でど
れぐらいの路線があるんですか。

○副議長（森田明彦君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

全部で11路線、嬉野地区10路線、塩田地区1路線となってございます。延長としてはト一
タル2万1,085メートルとなってございます。

以上です。（「2万キロメートルですか」と呼ぶ者あり）21キロ。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

じゃ、その21キロの指定農道なんですが、この指定農道維持管理規程でいきますと、まず、
指定農道の定義。「市長が指定した集落と集落を結ぶ主要連絡道及び重要な農業施設に連結
する道路その他農作業上極めて重要な道路で、幅員が全延長にわたりおおむね4メートル以
上あり、かつ、国又は地方公共団体が管理する道路に接続している農道であって、嬉野市指
定農道台帳に記載したものをいう。」というのが11路線あるということなんですね。

次が、この指定農道の管理というのが第3条にあって、「前条に定める道路は、市長がこ
れを管理する。ただし、簡易な補修、修繕等は、当該道路の所在する行政区に、市長が材料
等を支給して行わせることができる。」というふうに管理としてはあるわけですね。先ほど
おっしゃいましたけど、日常管理については地域にお願いしていると、その日常管理とい
うのは、ここの中で、じゃ、どういうふうになっているのかなというふうに思ったわけですよ。
その点、先ほど農林整備課長がおっしゃった日常管理ということはどういうことになるわけ
ですか。

○副議長（森田明彦君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

ほとんどが路肩部分の土羽の除草作業等になろうかと思いますけれども、うちのほうでも林道が100キロ、指定農道20キロというようなものを抱えてございますので、どうしても行き届かない部分がございますので、日常的な草刈り等については地元でお願いしているところでございます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

分かりました。これは2番とも関連しますので、2番までいきます。

②ですけど、これはうちの地区からみゆき通りを横切りまして下宿まであるわけなんですが、これは指定農道になっているというふうに思います。管理がどのように行われているのかということについては、今おっしゃった日常の管理については地域の人にということですね。これは児童・生徒の通学路として利用されているのかどうなのか、教育長にお伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

子どもたちの通学路として利用をいたしております。嬉野小学校からのほうは、内野の方面からですね。それから下宿方面からと来ておりまし、中学生も利用しておりますので、特に三本桜が開通して、その後、抜け道として非常に交通量が増えているという感じがいたします。

8月21日に通学路の安全点検をお願いいたしまして、特に内野から入る入り口、市道、農道でいけば出るほうですね。あそこら辺に斜線を引いた部分がありましたけれども、そこに、斜線は車は入っていけませんので、ラバーコーンを立てていただくようにお願いをしております。そういう形で、内野から入ってくる部分については幾らか安全は確保しているところですけれども、何せ幅そのものが非常に狭いので、学校では、通学については注意をしながらということで注意喚起をしているところでございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

実は私もあそこに田んぼを今年から頼まれまして、地区外耕作者の一人なんですが、それで、私はびっくりしたんですよ、とにかく車が多いんですよ、あそこの通り。おっしゃるように、抜け道として小学校の後方から来て、内野に来て内野山のほうへ行くという、あの朝方の車はとにかく多いです。そういうこともあって、除草作業、先ほどおっしゃったよう

に日常的な作業というのはやっている。それで、朝方は子どもたちも通るというようなことで、当然、車をあそこに駐車するということは、農道でいいんでしょうねけれども、とてもそういうことができるような状況じゃないんですね。だから、圃場のほうに入れて皆さん、農家の人は止めていらっしゃるという状況なんですね。そこで草刈り機とか草払いをするときなんかも、これは非常に危ないなというのが実感なんですよ。これら辺について、何か例えば、建設課等では市が行うときに、除草作業中だとか、何かそういったふうな看板等を立ててやっていらっしゃると思うんですが、例えば、そういう地域にお願いをするということであれば、そういうものを貸し出してでもやっていただくとか、そういう対応というのはできないもんですかね。

○副議長（森田明彦君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

そういう事情がある箇所等については、御相談いただければうちのほうで対応できるものについては当然対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ぜひそこら辺をお願いしたいというのが1点。

それと根本的なところ、もう少しあそこの幅員を確保すれば、安全に子どもたちも通れるし、車の離合もスムーズにいっていいと思うんですよ。その方法として、前回、課長のほうに言ったんですが、ちょっと分かりづらいかも分かりませんが、舗装の幅員があります、舗装。それから、のり面があるわけですね。のり面があって、のり面の40センチ、50センチ下にU字溝、用水路が通っているんですよ。その用水路のこの側面のところを農家のさんはその肩のところとその側面、のりのところを除草されるわけですね。あそこの途中1か所に、どういう理由か分かりませんが、そのU字溝のところに壁が立っているんですよ、U字溝のところに擁壁を立ててあります、30センチぐらいの擁壁をずっと二、三十メートルぐらい立ててあるんですが、そうすることによって、かなりの路肩の幅員が取れるんですよ。あの道路というのを、そういう交通量が多い、子どもたちの通学路にもなっている、それで指定農道だということ、これら辺を考えれば、何らかのそういう対応というのをぜひ考えてもいいんじゃないかなと、ぜひ考えていただきたいというふうに思うんですが、これら辺いかがですか。

○副議長（森田明彦君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

議員おっしゃられる箇所については、うちのほうでも現地も確認して、おっしゃられるような擁壁を立てる場合について、概算費用まで検討したところでございます。結果として、メートル当たり四、五万円の事業費としてかかるのかなと思っております。

基本的に、農道につきましては道路改良的な事業が補助事業としてはございませんので、そこの辺りをどのような対応をしていくかになろうかと思います。実は平成二十五、六年頃に通学路の緊急点検ということで、農道ではあるんですけれども通学路も兼ねているというところで、安全対策として路肩、いわゆる外測線を車道側にずらして通行を確保できるよう路肩を広げているということで、一応対応としては完了という結果が出ているところでもございます。今後どういった方策でやれるのか、検討は続けていきたいというふうに思いますけれども、土羽の部分につきまして、やっぱり草刈り作業が危険ということであれば、防草シートを支給することで地元の協力がいただけるんであれば一緒にやっていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

基本的に、この指定農道というのは、管理は市長が行うとなっているわけですから、そちら辺のことも考えて、なぜこれが指定農道なのか、それぐらい生活に密着して非常に重要な道路だということで、農道ではあるけれどもということの指定農道だろうというふうに理解をするわけです。おまけに交通量が多い、子どもたちの通学路にもなっているというふうなところを考えれば、何らかのそちら辺の対応——草払いが危ないのであれば、先ほどおっしゃった防草シート等をやるとか、そちら辺、農道ですから地元との協議ということになろうと思いますが、あそこは何らかの対応をするべきだろうというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、農道整備の補助金、これは要するに茶園農道整備事業とか産業用施設整備事業、いわゆる材料代等の2分の1支給というふうな補助要綱があるわけなんですが、これは合併してからずっとこの上限100万円というのは、たしか変わっていないというふうに理解をいたします。資材費がこれだけ——当時、材料といいますと、いわゆる生コンクリート等の単価が1万円とかしていたのが、今2万円ぐらいをしているんじゃないかな、倍以上しているんじゃないかなと。

そういう中において、全然この上限枠というのが変わっていないんですが、この点につい

てもう少し大きくすることはできないのか、お聞きをいたします。

○副議長（森田明彦君）

農林整備課長。

○農林整備課長（松尾憲造君）

お答えいたします。

農林整備課のほうで行っているものとしては、農業用施設整備事業という形で補助金の上限50万円、事業費としては100万円という形がございます。

ほかの課にも同じような上限、補助率等の補助制度がございますので、議員おっしゃられるように、物価高騰というのは身にしみて感じているところでございますし、申請の時点でも、その辺りの御相談というのも受けているところです。

今後、関係部署でその辺りを調整、協議して、できるだけ上限等は緩和できるような形で協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

農業政策課長。

○農業政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

農業政策課では農道等はございませんが、有害鳥獣の防止、電柵とかワイヤメッシュ、そういうものの補助をいたしております。それにも上限が設定されておりますので、先ほど農林整備課長も申しましたとおり、市全体で補助率の上限の見直し等を協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

農林整備課長のほうはよく御存じだと思いますが、4メートルの幅員で厚さ10センチぐらいのコンクリートで農道を整備するというふうなときに、仮に1立米で何メートル行きますかね、2.5メートルですか。4メートルでしょう、それで10センチで舗装をした場合に、1立米で何メートルいくんですか、単純に。多分2.5メートルだと……（「2.5メートル」と呼ぶ者あり）間違いないですか、2.5メートルなんですね。これが、1立米、単価2万数千円に今なっているんですよ。そうすると、これは昔とすれば半分以下、結局、生コンだけじゃないですからね、下地だとかいろんなことがありますから、そういうことを踏まえれば、もう幾らもそこの舗装をすることができないということで、農家の皆さんはおっしゃられる方がいるんですよ、地域では、地域によってはね。だから、やはりそこら辺の補助率と

いうのは半額かも分かりませんが、先ほどおっしゃいましたけど、この上限枠というのを物価高騰に合わせて検討をしてみることはやはり必要じゃないかなということはお願いをしておきたいというふうに思います。産業振興部長、そこら辺いかがですか。

○副議長（森田明彦君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上 章君）

お答えいたします。

確かに、議員おっしゃられるとおり、茶園のほうでも茶園農道整備事業という事業をしておりますので、その辺は関係部署、併せて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今回、農業政策の諸問題と農道ということで質問をいたしました。非常に今、米価等においては変動がして、ようやく今年は何とか3万円という概算金が出て、よかつたなという農家もいらっしゃると思います。そういう中で、しかし、共同乾燥調製施設等が老朽化をしていてどうにかせんといかんというのが今大きな課題としてあるわけですね。これはないとどうしようもないわけですね。だから、それをどうやって今後建設をしていくかということで協議がなされております。ぜひそこら辺、幾ら米価が——今年はそうだったにしても、来年度、幾らになるか分からぬ、概算金がですね。そういった非常に厳しい現状があるわけなんですが、しかし、やはり農地は守っていかんといかん。先祖代々受け継いだ農地を何とかして守っていかないといけないということで、今まで農家の皆さん、本当に苦労をしてやっておられるわけですよね、中山間地にしろ何にしろ。だから、市のほうもそこら辺を酌み取っていただいて、やはり何らかの支援策等をぜひ考えていくべきだと思います。だけをお願いいたしまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（森田明彦君）

これで田中政司議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで11時40分まで休憩といたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

一般質問を続けます。議席番号2番、大串友則議員の発言を許可します。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

皆様こんにちは。議席番号2番、大串友則です。傍聴席、また、映像配信等で御覧になら
れている皆様におかれましてはどうか最後までよろしくお願ひいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、質問をしてまいりたいと思
います。

本日の質問は、1点目に学校施設（体育館）の空調設備設置について、2点目に指定管理者
制度運用ガイドラインの見直しについてです。

まず、壇上からは学校施設（体育館）への空調設備設置についてお伺いをいたします。

近年、夏季の気温上昇は著しく、熱中症アラートが頻繁に発令される状況となっておりま
す。市民の健康と安全を守ることは喫緊の課題だと思います。特に未来を担う子どもたち、
児童・生徒が長時間を過ごす学校施設においてはその対策は不可欠であると考えます。

そこで、本日はこの猛暑から子どもたちを守るため学校施設の体育館への空調設備導入に
ついて本市の考えを伺いたいと思います。

体育の授業や部活動、学校行事など、様々な場面で活用される体育館ですが、現状では十
分な暑さ対策がなされているとは思えません。空調設備の導入は、単なる快適性の向上にと
どまらず、子どもたちの学習環境の改善、運動の安全確保、そして、集中力の維持に大きく
貢献するものと確信をしております。また、災害時の避難所としての機能も考慮をすると、
その重要性はさらに高まると思います。

そこで、現状の認識と課題について、市内小・中学校の体育館における熱中症リスクに対
する現状の評価はどうか、また、学校施設の全体育館への空調設備導入の必要性について市
の認識はどのように考えるか、お伺いいたします。

壇上からの質問は以上でございます。再質問、ほかの質問については質問者席にて行いま
す。

○副議長（森田明彦君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校施設への空調設備設置について大串友則議員から質問が出ましたので、答弁をいたし
たいと思います。

現状の認識と課題についてということでございまして、まず1点目は、本市内の小・中学校の
体育館における熱中症リスクに関する現状の評価はどうかということでお答えを申し上
げたいと思います。

暑い時期においては学校の教職員は様々な配慮をしながら教育活動を行っております。こ
の時期は、毎日暑さ指数を測定し、熱中症のリスクがある場合は体育館を使用しないよう
にしている場合がございます。例えば、児童・生徒を体育館で集合させ集会を行う場合、熱
中症リスクがある場合は各教室に待機をさせオンラインで集会を実施することもあります。ま

た、体育の授業を午前中の涼しい時間帯にするようにしているところもございます。さらにまた、体育館が使えない場合は保健授業への入替えを行い、教室内で簡単な運動などを工夫しています。

なお、体育館の授業などで体育館を使用する際には、換気を行い、今現状として大きな扇風機を持っておりますので、扇風機あたりを使用したり、あるいは水筒を持たせて水分補給をしながら対応している状況でございます。

このように現状は対処をしている状況でございます。

一応そういう形で答弁にしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

御答弁ありがとうございます。

そしたらまず、第1の認識として、先ほど暑さ指数という言葉を使われましたけれども、この暑さ指数の説明をまず御説明いただいてよろしいですか。

○副議長（森田明彦君）

学校教育課長。

○学校教育課長（中原奈美君）

暑さ指数についてお答えいたします。

環境省、文部科学省が令和3年5月に、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引というものを出しております。その中に暑さ指数というものが示されておりまして、暑さ指数のWBGTというのがございますが、31度以上の場合は全ての生活活動で起こる危険性として運動は原則中止というものがあります。

この暑さ指数のWBGTの指数を測る計器を学校のほうに置いておりますので、それを見ながら学校は対応をしているというところでございます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

現状、暑さ指数WBGTが31度以上のときは使用を控えるということでしたけれども、これは学校環境での授業とかでは確実に守られているのかなとは思いますけれども、その他の部活動、運動、社会体育においても、ここを徹底してされているのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

部活動での使用は、一応、校舎内に置いておりますので、校舎内の様子を見て部活動をするか部活動担当者が判断をする形になっております。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

体育館に一度こもった熱というのは、その暑さ指数が31度であっても、湿度とかの絡みで同じ31度でも暑さの感じ方の違い、熱中症リスクというのが大分変わってくるのかなと思いますけれども、ある程度運動関係とかの社会体育とか、そこら辺になってきたときに、31度を多少超えていたとしても、ある程度無理をしてしまうという状況が見受けられております。これは長年ずっと運動をしていることによって、ある程度の暑さに子どもたちも慣れているということで、いろいろな安全に配慮しながらされているとは思いますけれども、そこを徹底してされていないとなると、やっぱり危険が少しでも伴ってくる可能性もあるという現状があります。

なので、扇風機で熱を逃がしながらということを先ほど申されましたけれども、その扇風機も全小・中学校の体育館に全て配備をされているのか、まず、お伺いしてよろしいですか。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

全小学校に配置をしていると認識はしております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

認識はされているけど、使用されているかどうかまではまだ把握——使用までされている、分かりました。

そしたら、現段階として学校施設の体育館への空調設備の導入の必要性についてどのように認識をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

体育館への空調の整備については必要性は非常に深く強く感じております。しかし、導入の年度、あるいは対象校あたりについては、今のところ具体的な計画は定めておりません。

というのは、今、国の動向、あるいは冷房機の様子あたりを調べてみると、いわゆる今は空気を回す機械が主流です。しかし、新しい機種の中には直下に冷やす機械が出ておりま

ります。
それから、国の動向を見ますと、補助率が以前よりもよくなってきておりますけれども、今後もっと補助率が高くなるんじゃないかなという気もあって、そういったことで、今、様子見をしている最中であります。

第1答でお答えしましたように、教育部局でいろいろな耐震化であるとか給食センターの問題とか抱えている状況もありますので、そういったところを総合的に判断して、今後、首長部局とも相談をしていかなくちゃいけない状況ではないかというふうには考えているところです。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

次の質問の整備計画についてのところまで、今の段階では必要とは考えるけれども、まだ整備計画までは至っていないということで理解をいたしました。

ちなみに、空調設備の導入率は全国で大体どれぐらい今の段階で進んでいるのか、それと、佐賀県下でどれくらい進んでいるのか、分かりますか。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

佐賀県の場合を調べてみておりますが、体育館でいきますと、武雄市が1か所、それから、大町が1か所程度ということが昨日までの情報あたりを調べる段階では出てきているところですので、大町あたりは学校数も少ないので、そういった割合ではいいのかなと思いますけれども、武雄市あたりは19か所ぐらい体育館がありますもんね、そのうちの1か所ぐらいですので、今体育館の状況は緒に就いた段階かなというふうに思っております。

○副議長（森田明彦君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

今県内の状況を教育長のほうから申し上げましたけれども、全国の状況としては、公立の小・中学校の体育館空調の設備設置率というのが7年5月1日現在22.7%ということで確認をしているところです。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

令和7年5月1日現在で全国の平均が22.7%ということで、率にすると、佐賀県がまだ設置率0.8%なんですけれども、これは全国で岩手県と同等のワーストの数字となっておりますけれども、佐賀県下でこれだけ暑さがずっと年々厳しくなっている状況の中で、空調設備の導入がまだ進んでいない状況を見ると、何か佐賀県の中でまだ必要性を感じておられないのかどうか、お伺いしてよろしいですか。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ついていないから必要性は感じていないかどうかというようなことでしようけれども、やはり私どもも必要性は認識はしているんですよね。しかし、それに伴う部分がありますので、それぞれの市町の力であったり、考え方であったりするのかと思いますので、そこら辺が折り合ったときにうまくいくこともありますし、それから、国ほうの補助あたりの動向も動いております。先ほど言いましたように、さらには機械そのものの性能あたりも動きがありますので、そういうものを総合的にしたときに、どのタイミングが一番いいのかということが一番判断基準になってくるんじゃないかなというふうに思いますけれどもですね。

いずれにしても、やはり必要性は感じておりますので、子どもたちを熱中症あたりから一人でも出さなくて守りたいという気持ちはありますので、いろんなやれる手法で今現在やっている状況であります。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

分かりました。

次の財源と負担について進もうかと思いますけれども、時間的にいかがでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

大串議員、ここで一旦休憩ということに入りたいと思います。（「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

一般質問の議事の途中ですが、ここで13時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

一般質問を続けます。大串友則議員の発言を許可します。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、学校施設（体育館）への空調設備設置について午前中に引き続き質問をさせていただきます。

3点目の質問、財源と負担についてですけれども、現在、嬉野市内の小・中学校の体育館施設は14施設あるかと思いますけれども、全てに空調設備を導入したと考える場合、そこにかかる費用など総額をどれくらいで想定されているのかをお伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校体育館への設置を全でした場合の経費ということでございますけれども、学校の体育館全てに空調整備を導入する場合の費用総額については現時点では算出はしておりません。

ただし、お聞きするところによると、他の自治体では1校当たり1億円程度の経費を要したというふうなことを聞いております。

財源につきましては、国による空調整備特別交付金のような補助制度の活用に加えて、市債、あるいは一般財源を組み合わせる対応が想定されますので、こういうことになると、やはり市の持ち出し分もかなりの額になってくるものと考えております。そういう意味では多額の負担が伴うことと考えております。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

財源のことですけれども、仮に1つの施設当たり1億円を考えたときに、嬉野市で想定される金額が14施設でざっくり14億円だと考えると、この国庫補助金、空調設備整備臨時特例交付金などで補助率が最大で2分の1、いろいろ要件が多分あるかと思いますけれども、それとほかに自治体が負担する分で市債の100%で充当することができ、後年度に元利償還金で一部に地方交付税措置が50%講じられるとなっております。単純にざっくり考えたら、75%を持ち出してもらって、嬉野市としての負担が25%と考えたときに、10億円のざっくりの25%で3億5,000万円程度の財源が必要になるかと思います。

ただ、この財源をどうするかというのは大切なところではありますけれども、子どもたちの教育の環境などを考えたら、判断は難しいところではあるかと思いますけれども、取り組む姿勢を見せることができないかどうかというのをまずお伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

熱中症対策の一環としてでしょうけれども、いわゆる体育館にクーラーをと、エアコンをということについての部分で私自身は将来的には必要だなと思いますけれども、国の補助率も今いろいろと動いている状況ですよね。そういう中にあって、今後、嬉野市でも子どもたちの数が減ってきておりますので、統廃合をしたりとか、そういうことも考えなくちゃいけない時期に来ているわけですので、そういうことからすれば、早々に今の段階でというふうなことじゃなくて、学校の一番の問題としては、大草野で今スタートしていますけれども、むしろ耐震化、いわゆる長寿命化が第一義的に必要ではないかというふうに思っていますので、そういったこともあるって、さらには、午前中申し上げましたように、給食センターの部分もございます。そういうことからすれば、本当にどちらを先にするべきなのか思案を迫られている状況ではないかと思います。

ということで、いわゆるこれから本当にどういうふうな方向が一番ベストなのかベターなのか、そういったことを頭に入れながら首長部局とも相談し、あるいは財政負担をしていただく県あたりとも相談しながら進めていかなくちゃいけないんじゃないんじやないかというふうに思っております。

それまではやはり先生方に教育委員会としては御協力をいただいて、熱中症対策あたりを十分推進していく方向に行かなくちゃいけないんじやないかというふうに思っております。ましてや一人も取り残さない教育を進めているわけですので、今後はバリアフリーの方式も嬉野小学校は今工事をしていますけれども、中学校に来られる生徒さんもいらっしゃると思います、そういったことでいけば、エアコンだけじゃなくてバリアフリー的なものも検討せざるを得ないわけですね。

ですから、そういった部分も総合的に見た上での判断をしていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

以上、お答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

様々な観点、視点から必要な措置を取ることが大切だということは重々よく分かります。

ただ、暑さがかなり子どもたちにこたえて、とにかく夏場の日中は外でも運動もできない、ましてや日陰になる体育館の中でもやっぱり高温になつたら運動することができないと、機会がかなり奪われているように感じます。

なので、いろいろな諸問題、いろいろたくさんあるかと思いますけれども、例えば、今、大草野でも現在進行形でされておりますけれども、学校の長寿命化計画の中に空調設備の導入を考えたりはされなかつたのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

お答えいたします。

今、大草野小学校の長寿命化の計画をして、本来であれば、文科省の予算がつけば動けたという段階で仮設まで造って動いているところなんですかけれども、新聞報道とかであったように、文科省の補助がついていないというのは御存じかと思います。そのような状況の中で、私どもといたしましても、いろんなところをする場合に財源の確保ができないというところで大変苦慮をしているところでございます。その関係で県のほうに教育長とすぐ動いたりとか、国とかに関しても要望書を出したりとか、今動いているところでございます。

そういう実情がある中で、本来であれば、本当にこういう体育館等につけてたいという思いは、教育委員会としても、市としても、そういう思いはないわけではございませんけれども、そもそも補助が本丸の学校自体についていない状況というのを考えたときに、動けなというような状況もあるというのを御理解いただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

国や県等にも要望活動をしているということで理解をいたしました。

それでは次の4番目、災害時の避難所としての機能についてお伺いいたします。

災害時の避難所として体育館の空調設備はどのように位置づけられているのか、また、避難所としての機能強化のために対策を講じる予定はあるのかないのか、お伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

多くの避難者を受け入れる必要がある事態に至った場合は、やはり体育館を避難所として開設することは大変有効ということで考えております。

避難所を開設する際は季節に応じて避難者が不快とならない環境を確保する必要がございますので、仮にその体育館を避難所として活用する場合は、空調設備は重要だということを認識しております。

このため、現状では体育館機能を備える避難所の開設が必要な場合は、空調設備を備えております社会文化体育館リバティであったり、嬉野市中央体育館U-Spo（ユースポ））、こういったものを避難所として優先的に開設しているところでございます。

なお、令和2年の台風10号においては多くの避難所開設が必要となった場合、学校関係では教室ですね、教室は空調設備が整備されておりますので、そちらのほうを活用した経緯がございます。

体育館の空調設備の対策をどう考えているかということですけど、先ほど来、教育長とか教育部長が答弁していますとおり、財源等の問題等もございますので、そちら辺りのクリアができたらですね、そういった教育部局と協議をして、もちろんあったほうが絶対いいと思いますので、そこら辺りは今後の動きを見ながらということになるかと思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

先ほど教室等の空調設備を利用しながらということですけれども、今の時期、学校が始まっている時期に、もし仮に大規模な災害が起きたときに、まず、避難所として教室だけでは足りるのかどうか、お伺いします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

市内には指定避難所が29か所ございまして、学校以外にも、例えば、一番大きいところでは中央公民館であったりとか、老人福祉センターとか、不動ふれあい体育館、吉田公民館、あと、各地区の公民館を自主避難所として開設する地区もございますので、そういったところもほかにありますので、小学校の教室が使えない場合はそういったところを避難所として活用したいということで考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

今の時期、学校が始まっている状態で、もし仮に教室等を避難所とした場合、授業をできない状況になるかと思います。避難所として教室を使えない状況になった場合、まず、どちらを優先するかという話になるかと思いますけれども、教室等を避難所として使えなくなつた場合、学校施設の体育館なんかは避難所としてかなり必要になるかとは思いますけれども、その辺で教室以外を利用した避難所の場所がまず足りるのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますけど、U-Spo（ユースポ）であったりとかリバティ、ここら辺りはかなりの人数を収容できる施設だと認識しております。ほかにも久間のコミュニティセンターとか大草野研修センターとか、いろんな地区にはそういった公共施設のほうも指定避難所として指定しておりますので、先ほど言いましたように29の指定避難所がありますので、そちらのほうを優先して活用すれば、特に問題ないのかなということで考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

理解をしました。

5番目に熱中症対策と生徒の学習環境というふうに通告書を上げておりますけれども、今までの質問の中である程度この質問のところは理解をしておりますので、最後に市長にお伺いいたします。

市民の健康と安全を守る立場の長として、いろいろな問題はあるかと思いますけれども、この学校施設の体育館に空調設備を配置するための計画を早急に取り組むべきではないかなと私は思いますけれども、最後に市長のそこら辺の所感をお伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

これまで教育長、教育部局、また、防災担当のほうからも答弁がありました。必要性自体は十分に認識しておりますし、やはり全てにおいて空調が整うことが理想であるというふうに考えております。

そういう中で、先ほど教育部長のほうから、学校の本丸である教室等の学校校舎の改築、これは先ほど大草野小学校の名前も上がりましたけれども、そのほかも順次やはり改修をしていくということで、これに関しては既に計画もございます。

そういう中で、私たちとしては、熱中症のこういった時代を考えたときに、校舎改築、また、長寿命化方針、いろんな形があると思いますけれども、そのときに学校の児童数、また、校区の人口等も考慮しながら、校舎の中にそうした講堂、また、小規模な体育館とまでいかないぐらいの運動ができるような講堂を学校建設の補助金の中に入れ込んでしまってやるという方法も考えられますし、やっぱり今後の学校施設の更新の中で必ず私が常に言っているのが、学校に対しては、地域のコミュニティ形成の場、そして、防災・減災拠点である、

そして、当然子どもとしての学びや、この3つの観点から、やはり校舎のあり方というのは議論していかなければいけないというふうに思っておりますので、今日御提案いただいたことも含めて、今後の改修計画の中に、今回、国も肝煎りでこの空調施設を入れていく全体的な方針を示していることも踏まえて、そこは考慮に入れたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

ぜひお願いをいたします。

そしたら、次の大項目の指定管理者制度運用ガイドラインの見直しについて御質問をいたします。

本市が採用している指定管理者制度において近年の社会情勢の変化や利用者のニーズの多様化に対応しきれない現状があると私は考えておりますけれども、市民サービスの向上と施設の効果的・効率的な運営を図るため、現行ガイドラインの見直しに関する市の考えをお伺いいたします。

まず1点目に、現状の認識と課題として、現行のガイドラインが平成27年6月に策定され、令和5年10月に改正をされておりますけれども、まず1点目に、この改正の内容をお伺いしてよろしいですか。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

改正の内容につきましては、嬉野市指定管理者選定委員会規則第2条設置単位につきまして、当該選定に係る公の施設を所管する部及び嬉野市教育委員会ごとに設置すると規定をしておりますけれども、当該ガイドラインに公の施設ごとに選定委員会を設置する必要があるときはこの限りではないとの解釈を明記いたしております。また、中段から参考事項を追記いたしております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

分かりました。

では、現在、現行のガイドラインについて、まず、市として課題があるのかどうか、お伺いしてよろしいですか。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

現行のガイドラインにつきましては、サービスの質を重視した評価、それから、適正な指定管理料の設定、情報公開等透明性の向上、長期的なパートナーシップの構築など、適正な管理運営をいかに効果的、効率的に行えるかが課題だと考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、今現在、このガイドラインを改正するに至る何か動きがまずあるのかどうか、お伺いしてよろしいですか。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

今のところ見直す予定はありません。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それこそ今公募されている志田焼の里博物館の質問のところに、ガイドラインの指定期間の原則3年としてあるのが、現行の5年から3年に変わったわけですよね。ガイドラインそのもので変わっているのか。ここの中にガイドラインの見直しも必要と判断し、原則の3年間にしたものですという回答をしてあるんですけども、ガイドラインの見直しそのものは考えられていないという認識でよろしいですか。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

ガイドラインそのものは改正を行う予定はありませんけれども、全体的な指定管理のあり方の見直しは必要になってくるのではないかというふうにも認識しております。

以上です。

○2番（大串友則君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

全体的な指定管理のあり方の見直しが必要ということは、ガイドラインの改正も必要ではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

ガイドラインの中で選定する要件等も書いてありますし、選定するに当たっての要綱等も明記しておりますので、その中でどういった判断になるのかというのが可能かというふうに考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

ストレートに話をしますと、私がガイドラインの見直しが必要ではないかなと考えている理由として、今年に入って指定管理者の選定について議会でもいろいろ議論がなされたわけですけれども、指定管理者指定の手続の流れについて、まず制度導入の決定から最後に管理業務の開始に至るまでの流れですけれども、私が思ったのは、まず、市議会として議案案件で出てくるのが、指定管理者の指定についてで初めて議案案件で出てくるわけですけれども、そのときはどこどこの民間事業者を指定管理者として指定してよろしいかという議案だと思います。この段階では予算は決まっていない、上限は決まっているけれども、予算が決まっていない。その後、これが議案として通った場合、3月の当初予算において指定管理料が幾らについて上がってくるという流れに今なっているかと思いますけれども、今回指定管理者の指定について議案として通って、その後の当初予算で指定管理料が我々は高過ぎるのではないかということで修正動議を出させてもらった経緯があります。もっと簡潔に言えば、一番最初に指定管理者の募集要項をつくるときに恐らく指定管理料の上限というのを設定されるかと思いますけれども、そのときに、議案案件とまではいかなくとも、議会のほうに大体幾らで想定して募集をする予定だという相談ではないですけども、一度そこで話を持ってきてもらっていたほうが、この前みたいなことは起こりづらいのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

暫時休憩します。

午後1時24分 休憩

午後 1 時28分 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

先ほどの御質問ですけれども、他市等の事例も含めまして検討してみたいと思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

他市町も多分いろいろなガイドラインがあるかと思いますので、そこら辺を調査研究して、とにかくこの前の当初予算のときに修正動議をしたことによって指定管理者の方に御迷惑をおかけしたかなというのは常々私は思っております。ただ、私たち議員もやっぱりこのままの金額の流れでいいのかという理由もあったのでさせてもらったわけですけれども、ちゃんとそこら辺も責任持つてしておりますので、やっぱりそういうことにならないようなガイドラインの制定に向けてお願いをしたいと思います。

最後によろしくお願ひします。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

ガイドラインの改正につきましても、先ほども答弁いたしましたとおり、他市町の現状等々も含めまして勉強してまいりたいと思います。

しかしながら、各施設の業務の範囲、事業、経費、組織体制、サービスなど、施設によって異なりますので、一概に統一したものはできないかとも考えておりますので、今後さらに勉強してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

分かりました。

それでは、今回の一般質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（森田明彦君）

これで大串友則議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで13時40分まで休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

一般質問を続けます。議席番号11番、増田朝子議員の発言を許可します。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

皆さんこんにちは。議席番号11番、増田朝子です。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をいたします。今回は大きく3点、1点目は指定管理について、2点目は人事行政の運営等の状況の公表について、3点目は会議の公開についてです。

まず、1点目は指定管理についてです。

地方自治法第244条の2第3項に「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができます。」とあります。

嬉野市においては、早いものは平成18年4月1日より指定管理制度が始まり、今年度、令和7年度よりうれしの茶交流館チャオシル、また、市営キャンプ場広川原キャンプ場が市直営から指定管理となり、現在では10施設以上の指定管理制度が導入されています。また、この7年度に志田焼の里博物館、嬉野市営嬉野温泉公衆浴場シーボルトの湯、茶業研修施設の3施設において、令和8年度の指定管理者が募集されております。

そこで、壇上からの質問として、指定管理者制度の定義と指定管理者制度に対しての市の考え方をお伺いいたします。

再質問とあとの質問は質問席からいたします。

○副議長（森田明彦君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

それでは、増田朝子議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、指定管理者制度の定義についてお尋ねをいただいておりますので、指定管理者の嬉野市のガイドラインの冒頭部分を読み上げさせていただきたいと思います。

指定管理者制度につきましては、多様化する市民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としております。これまで公共団体や公共的団体、地方公共団体の出資法人等

に限られていた公の施設の管理運営を、株式会社などの民間事業者等を含め地方公共団体が指定する法人その他の団体に委ねることを可能とする制度であります。

この指定管理の制度自体が国の三位一体改革の文脈の中で出てきましたので、コスト縮減というところが強調されがちではありますが、今の総務省の取りまとめています指定管理の優良事例の多くは、そちらよりもむしろ市民であったり、また、訪れた方に対していかに価値の高い運営をしているかというところに重点を置いているものであり、我々もその考えに従って指定管理の運営を行っているというふうに思っております。

以上、増田朝子議員の質問に対するお答えとしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ただいま指定管理者制度の定義と市の考え方をお伺いしました。やはり指定管理者制度というものが民間のノウハウを生かして市民サービスの向上というのが一番の目的だと思います。

今回この指定管理を一般質問に取り上げさせていただいたのは、先ほど同僚議員からもありましたけれども、本当に昨年12月と今年の3月の議会においていろいろ指定管理について議論をしたところなんですけれども、本当に指定管理とは何なんだろうと私の中でもありましたので、今回改めて質問をさせていただきます。

先ほど壇上でも申しましたように、今年度、来年8年度からの指定管理について募集が、志田焼の里博物館、シーボルトの湯、あと、茶業研修施設が指定管理者制度に基づいて指定管理者の募集がされておりますけれども、先ほどからもあっていましたけれども、そちらについて指定管理料の設定の仕方とか、あと、人件費とか、算定の根拠というのがなかなか分かりづらいところがありましたので、そこについてそれぞれお聞きしたいと思います。

まず、志田焼の里博物館の指定管理募集について、今回の人事費の算定根拠をお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

志田焼の里博物館につきましては、館長が1名、陶芸指導員3名、管理事務員1名、管理事務員補助1名の計6名分の人件費を算定しています。それぞれの報酬月額単価につきましては、嬉野市の会計年度任用職員の報酬基準表を参考にして算定しており、館長は塩田公民館長や吉田公民館長、嬉野市民センター長の職種を、陶芸指導員は作業員、用務員、調理員等の職種、管理事務員は一般事務の職種、管理事務員補助は事務補助の職種をそれぞれ参考にし、その報酬の範囲内で算定しております。また、月額報酬に加え、それぞれの職種にお

いて期末手当相当分の賞与も算定しております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ありがとうございます。その前に、資料請求をさせていただいたときに、各担当課の皆様におかれましては資料提供ありがとうございました。

今回の募集に関しての指定管理料の人事費についての算定根拠をお伺いしましたけれども、全体の指定管理料も上限額が上がっておりますけれども、例えば、人事費に対してどれだけの見直しとか、これまでとどういうふうに変わったかというのを観光商工課長お願いします。

○副議長（森田明彦君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

今回の指定管理の算定に当たりまして、前回、その前までの流れの人事費もありますけれども、最近の人事費の高騰等もありますので、先ほど言った基準に相当する部分を協議しながら決めてきたところでございます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これまでと違って物価高騰とか人事費高騰もありますので、それを鑑みて今回の指定管理料に至ったということですね。

では次、シーボルトの湯について同じような質問をお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場シーボルトの湯につきましては、今回募集している嬉野市営嬉野温泉公衆浴場シーボルトの湯の指定管理委託料の見込額のうち、人事費の積算根拠については、館長及び副館長をそれぞれ各1名及び一般スタッフ9名の計11名で積算しております。給与額につきましては市直営会計年度任用職員として雇用した場合として嬉野市会計年度任用職員の給与等に関する規則の別表職種別基準表を基にし、館長、副館長については公民館長に相当するものとして、一般スタッフについては一般的な事務、作業員相当として積算しているところでございます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ただいまシーボルトの湯で御答弁いただきましたけれども、先ほどの志田焼の里博物館とこちらシーボルトの湯の館長の入件費なんですけれども、先ほど言われたのは各公民館長を基準にされたということですけれども、志田焼の里は館長25万円とありましたけれども、このシーボルトの湯の館長22万円というところで資料を頂いていますけど、そこの説明をお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

恐らく今おっしゃられた報酬額というのは、資料請求でお出した令和7年度分の委託料の話だと思いますので、今お話ししている分は令和8年度分になりますので、そういったところの違いかと考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

すみません。失礼いたしました。頂いたのは7年度ということですね。分かりました。

次に、茶業研修施設についてお伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

茶業研修施設については、茶の製造や仕上げ作業、あと、技術的な指導を行える専門的な知識を有する者を雇用する必要があることを勘案しまして、館長と職員については職員給与条例の給料表を、その他のスタッフについては会計年度任用職員の給与条例表を適用しております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ありがとうございます。7年度の資料に対して今年度募集されているところは本当にこの物価高騰を鑑みていただき結構どこの施設も増額になっているというのを感じております。

次に御質問したいのが、例えば、指定管理は先ほど10施設以上あるんですけれども、そこについての人工費ですけれども、基準というのは今各課でいろいろ御答弁いただきましたけれども、全体に対して基準というのを決めてあるんでしょうか、それとも決めていなかったら、決めるべきではないかという御質問をしていますけれども、そのところの御答弁をお願いします。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

指定管理者制度における経費算定において人工費や物件費に関する統一的な単価は定められておりません。また、公の施設の管理運営に関する経費につきましては各指定管理者が提出する事業計画や収支予算書に基づいて個別に算定され協議をなされます。

指定管理者はそれぞれの経営ノウハウや効率的な運営方法に基づいて経費を積算いたしますし、人工費や物件費につきましては地域や時期によって変動いたします。

したがって、市場価格を反映した適正な積算が求められます。また、施設の規模、用途、老朽化の状況、提供するサービスの質など、各施設が持つ特性は多岐にわたります。

以上のことからも一律の単価を適用することは現実的ではないと考えます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今御答弁いただきましたのは、全体の基準額じゃなくて人工費に対しての御提案なんですが、先ほど申されますように、例えば、施設、施設の用途とか業務内容とか変わってくるかと思いますけれども、ある程度人工費というのを一律じゃなくても市民に分かりやすいような段階的な基準を決めるべきではないか。先ほど館長として公民館長と同じくらいということで設定されていましたけれども、例えば、館長だったら、そういう基準というか、先ほど会計年度任用というのは御答弁されましたけれども、そのような市民にも分かるようなる程度の段階的な基準というのをお示していただけたらなと思いますけれども、そこに関してはいかがでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、各施設で個別の業務も違いますし、業務の範囲、それから、予算等も違いますので、それぞれにその際に積算の協議をいたしたいというふうに思います。以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

業務の内容も変わりますので、その都度協議したいということですけれども、そうであれば、先ほど同僚議員からもありましたように、市民とか議員のほうにも見える形で事前にそういう全体の数字的なものが分かればなというのが私の考えです。分かりました。

次に参ります。

次に、人件費の中で賃金スライド制度というのがあったんですけども、それは指定管理において導入はされますでしょうか。その導入についてお伺いします。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

ガイドラインの中にも料金の見直し等も記載をいたしております。その中で変更をすべきと判断した場合については見直しができるものというふうに考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

変更する必要があるときということで言われたと思うんですけども、この賃金スライドというのが指定管理者が施設で働く職員の賃金水準に応じて指定管理費を変更する仕組みということで、例えば、人件費だったら、皆さんも1%賃金が毎年上がるとかありますけれども、そういう賃金に対してのスライドというお考えはございませんでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

最近の人事費の高騰等も考慮しまして、それが必要であると判断した場合につきましては見直しをしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

例えば、先ほど会計年度任用職員さんのラインでということでしたので、それが上がれば、またそこで見直しをされていくということで理解したいと思います。分かりました。

次ですけれども、指定管理業者の方と市との関わりをどのように考えているかということでお伺いしたいんですけども、そのところがどんなふうに関わりを持っておられますでしょうか、お尋ねします。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

指定管理者制度の実際の運用に関しましては、協定こそが市と指定管理者の間のパートナーシップの基盤となるものであります。対話、対等、目標共有、アイデア保護と透明性の確保、役割分担と責任の明確化を具現化する鍵となるものであると考えます。

したがって、良好なパートナーシップが良好な市民サービスにつながるものと思っております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

対等な関係と、良好な関係ということですけれども、現場サイドにお聞きしますと、なかなか担当の方も来ていただけないとか、一緒にいろんなことを話したいけどというお声がございました。

では、先ほどお聞きした観光商工課にお尋ねしますけれども、先ほどの志田焼の里とかシーボルトの湯はどのように関わっていかれていますでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

業者さんとの関わりということですけれども、例えば、公衆浴場シーボルトの湯に関しては毎月1回ミーティングを開いておられますので、うちの担当職員が同席して、その場でそういうスタッフさんの要望とか、いろいろそういった情報を吸い上げているというか、情報共有しているところでございます。志田焼の里についても、そういった定例的なミーティン

グはないんですけども、担当の職員が結構まめに電話連絡はしておりますので、そういうところで共有が図られているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

シーボルトの湯に関しては毎月ミーティングをされていらっしゃると、そこに同席されていらっしゃるということですね。志田焼の里さんは定期的にされていないけど、担当課の方が連絡を取ったりとかをされていらっしゃると。

そこもですけど、やはり積極的にされていらっしゃるのは分かりますけれども、先ほど言われました今後の施設の市民サービスの向上をよくするために、本当にもっと密にミーティングというか、例えば、4月の当初にいろいろ計画されますよね。年間を通じてどういうふうに一緒に持つていこうかということがあるときに、情報の集め方とか、今は十分にされていらっしゃるとあったんですけど、そこら辺はどんなですかね。特に志田焼の里博物館としては年間どのくらいの回数でミーティングをされていましたか、ミーティングとか、その情報共有の回数として。

○副議長（森田明彦君）

観光商工課長。

○観光商工課長（志田文彦君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、定期的なミーティング等は行っておりませんけれども、担当のほうが電話連絡等しております、あと、志田焼の里さんのほうからも結構御要望のほうはいただいたりしていることがありますので、そういう中でそれ以外のことの話もそういう協議の中でしているものと考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。一緒に対等の関係で市民サービスに向けてとかその事業の目的に向かって、今後もそういう情報交換とかぜひしていただきたいと思います。

茶業研修施設について関わりはいかがでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

茶業振興課長。

○茶業振興課長（岩吉栄治君）

茶業振興課よりお答えいたします。

茶業振興施設については主に生産者さんたちとの関わりが多いですので、製茶作業での技術的な助言とか生産者が行う研修の中での助言とかといったところでの関わりがあると思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ほかの施設に関してもですけれども、なかなか現場に足を運んでもらっていないというお声も時々お聞きしますので、指定管理業者の方と密な関係を今後もぜひしていただきて市民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

それでは5番目ですけれども、各施設の運営の継続的な改善を目的とする第三者評価を導入できないかというお尋ねですけれども、こちらに対して御答弁をお願いします。

○副議長（森田明彦君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

第三者評価のメリットといたしまして、業務の遂行状況や成果を外部に公開することで施設運営の透明性を高め、専門家や利用者などの視点から評価を行うことで改善点や課題が明確になり、サービスの質の向上につながることなどが考えられます。

一方で、評価機関への委託費用や評価を受ける側の準備にコストと時間を要することや評価者が施設の専門性に関する深い知識を持っていることが不可欠であることなどが考えられます。

しかしながら、現在、さきの質問の答弁のとおり、市と指定管理者は緊密な関係を構築しております、担当課においても良好なパートナーシップにより運営ができているものと認識をいたしております。

以上のことから、第三者評価につきましては今後導入の必要性についても研究をしていくたいというふうに考えます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

この第三者評価というのを見ていたときに、先ほど課長が答弁されましたように、各施設の管理運営の質の向上を図る、それと、客観性、公平性、透明性とか、そういうのを確保と

いうことが目的に上げられています。あと、しっかりと毎年その事業に対しての指定管理者による自分たちの自己評価をまずしていただいて、例えば、市担当課による評価、それと第三者評価機関とか委員会による評価というのがあって、最終的に利用者等による評価、それも含めての評価というのをしていただければ、きちんとした指定管理者による効果というのが透明性があって本当に分かりやすいんじゃないかなと思うので、御提案しているんですけども。

先ほどコスト面とかを課長は答弁されましたけれども、この指定管理の選定委員の方たちに、枠を広げて第三者評価までしていただくという自治体もあるそうですので、そこまで含めてしていただけたらなとは思います。

各施設の運営の継続的な改善を目的とするP D C Aサイクルの一環としてこの評価をしていただければ、評価を通じて施設運営の継続的な改善、やっぱりより市民サービスにつながるよう改善をしていただきたいと思いますので、先ほど研究していきたいと御答弁いただきましたけれども、先ほど言いました選定委員さんの中にも含めてどういうお考えでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

指定管理の目的の一番大きいのが住民サービスの向上でございます。そういう面を見ますと、確かにP D C Aサイクルによる運営とか評価という必要性は感じるところでございます。

議員言われますように、自己評価、それから市役所での評価、それから第三者での評価と、評価もいろいろな方法もございますので、その点についてはすぐにはできないかも分かりませんけれども、研究、検討をしていきたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今は指定管理者制度が導入されて結構なりますので、改めて指定管理というのを見直し、内容とか関わり方とともに含めてしっかりと研究していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に参ります。

2項目め、人事行政の運営等の状況の公表についてお伺いいたします。

こちらはなかなか聞き慣れない言葉だと思いますけれども、いつかホームページを見ていたら、この公表をしますということがありまして見ていきましたら、条例で定めるところによ

り、毎年、地方公共団体の長に対し、職員の任用とか人事評価、給与、休業とか、いろんな項目で公表しなければならないとありますけれども、こちらの1番目に上げていますけれども、人事行政運営等の状況の公表の根拠と内容をお伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

公表の根拠につきましては、まず、上位法の地方公務員法第58条の2の規定に基づきまして、嬉野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づいて公表しているところでございます。

内容につきましては、職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護などとなっております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今御説明いただいたんですけれども、これも公表しなければならないということで、毎年10月の市報でも公表されていると思いますので、また今年度も10月の市報に掲載されるかと思います。

先ほどいろいろ項目を申されましたけれども、こちらの中で何点かお伺いしたいと思います。

最初に、採用状況というところ、こちらに対しての市としては状況についてどのように分析されていますでしょうか。採用状況についてお伺いします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。採用状況についてお答えいたします。

一般事務は大体5倍から10倍の応募がございます。土木、建築、保健師といった専門職の応募は年々少なくなっているのが現状でございます。また、合格通知後に辞退する方も実はいらっしゃいます。そういう状況でございますので、合格発表後も密にその合格者に連絡をするように努めてまいりたいと考えております。

また、応募増加に向けた取組、嬉野市のアピールとかPR、そういうものを募集する段階においてやっていきたいということで考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

採用状況については5倍ぐらいの倍率で受験をされていらっしゃるということですね。合格されても辞退者の方がおられるということですけれども。

では、次の項目、人事評価の状況ということで人事評価の項目として頂きました。そのことも含めての人事評価の分析をお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。人事評価状況につきましての分析を答弁いたします。

人事評価は業績評価と能力評価の2つに分かれています。議員は資料請求で多分取られたかと思いますので、内容については御承知だと思います。その評価結果によりまして、任用、給与、人材育成などに活用を行っているところです。

なお、この評価をするに当たっては、評価者研修とか被評価者の研修を行っているところでございます。適正な評価を行うことによって人材育成などの活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

評価項目とか今御答弁いただきましたけれども、これはどのような評価の仕方、例えば、1次評価とか2次評価という言葉があったんですけども、その評価の仕方をお尋ねいたします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

まず、自己評価を行いまして、例えば、主任級の職員を例に取りますと、1次評価がその課の副課長になります。2次評価が課長といった形になります。また例に取りますと、例えば、副課長が被評価者だとすれば、1次評価者が課長、2次評価者が部長という形になります。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ずっと順番に評価の対象の方が変われば、ちょっとあれということですね。

この人事行政の運営等の状況というのをほかの市町のところのホームページも見てみたんですけれども、人事評価というのが、業績、能力、あと、項目に上げていらっしゃった自治体が態度とか姿勢とか、そういうところもありました。あと、目標をどういうふうに設定するかとか、あと、業績とかですね、業績は嬉野でもありましたけど、そのように大体同じような項目ではありました。

どうしてこれを質問に上げたかと申しますと、すみませんけど、私も初めてしっかりとこれをホームページで見させてもらったときに、例えば、嬉野市の採用試験に受けてみようとかというときに、このことが参考になるんじゃないかなと思いました。市の中に福利厚生云々とか状況とかということを思ったときに、ほかのところも調べてみましたが、人事評価については分かりました。

じゃ、年次有給休暇の状況についての分析をお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

年次有給休暇につきましては、嬉野市特定事業主行動計画というのをつくっておりまます。簡単に言えば、これは仕事と生活のいわゆるワークライフバランスを推進するための計画となります。そういった計画の中で令和7年までに年休の平均取得目標を1年で13日以上ということで定めておりますが、令和6年の平均取得日数は12.9日ということでおおむね達成できており、今後もそういった取得促進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

年次有給休暇については、ほかの市町を調べましたら、佐賀県内でも本当に嬉野は上位のほうで35.2%ということで、平均12.9日ですね。佐賀市が41.6%でした。2番目ぐらいだったので、本当にきちんとそこは制度として目標に達成していただいているなと思いました。

続きまして、職員の研修の状況と分析をお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

職員研修につきましては、佐賀県市町村振興協会主催の派遣研修と新採研修、また、全職員を対象とした市独自の研修を行っているところです。

実績としましては、毎年延べ人数で、さっき言った佐賀県市町村振興協会主催の研修であれば延べで100名を超えておりますし、市独自研修は300名前後の各種研修を受講しております。

今後より広く高度で専門的な知識や技術の習得を図り、業務の遂行ができる人材の育成に取り組んでまいりたいと思います。

なお、令和6年度の実績で申しますと、市の単独で行った研修は17の研修で受講者延べ266人です。それと、市町村振興協会が主催した派遣研修、嬉野市に来てもらったり、あるいは市町会館とかそういった研修、それが全部で32研修を受けておりまして161人の職員が受講していただいたということになります。そういう状況となっております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ただいまの研修の結果を見て、例えば、市としては、もう少し課題とか、決算とかでもよく質問をさせていただくんですけれども、研修費に対して割と不用額になったりとかあるんですけれども、その研修に対して今までの研修で十分なのか、今後こういうことをていきたいとか、課題とかはございませんでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

通常業務を持ちながらの研修でありますけど、今年度は人事グループのほうから、各職員、1年間に5つは研修を受けてほしいということでお願いをしているところです。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

そのように目標として掲げられているということでは理解します。できるだけいろんな研修を受けていただいて、業務に対しても効果のあるような研修をしていただきたいと思います。

最後に、この公表内容の見直しは考えられませんでしょうかという質問をさせていただい

ているんですけど、まず、この人事行政の運営等の状況ですけれども、他市町の分を御覧になられたことはありますでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

県内の他市の状況とかは見たことがありますし、今手元に持っております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

よかったです。

これを言っていいかどうか分からないんですけれども、嬉野市をプリントアウトしましたら3ページで公表されています。ページ数だけ言ってはなんでしょうけれども、佐賀市11ページ、小城市17ページ、鳥栖市12ページで内容を公表していただいているんですけれども、その中で小城市さんのがあって、割と丁寧にいろいろ項目を出してもらって、例えば、一つ一つの項目についても説明をしていただいているんですけれども、それと、ラスパイレスの指數状況を公表していただいたりとか、類似団体の平均、それと全国平均、そういうグラフをつけてもらったりしています。例えば、先ほど申しましたように、本当に嬉野市のことを見たいとか、今後、嬉野市を受験したいとか、そういった場合の指標になると思いますので、どういった状況なのかとか、それがもっと詳しく公表されていたら、本当にもっと嬉野市のことを見たいとか、ほかの市町を見てどう思われていますでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

現時点で公表している内容につきましては、先ほど申しました地方公務員法第58条の2に規定している内容については網羅しているものと思っております。

そのスタイルについては各市町それぞれあるかと思いますが、現時点で網羅はしておりますので、特にグラフを作るとか、そこら辺りについては今後研究していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

課長が言われましたように、本当に網羅はされていると思います。

もう一つ、丁寧にというか、表現が悪いかもしれませんけど、もう少し詳しく丁寧に公表していただいたらいいかなと思いますけれども、このことについて市長はどうお考えですか。

○副議長（森田明彦君）

行政経営部長。

○行政経営部長（永江松吾君）

お答えいたします。

先ほど、議員は小市のホームページの例を言われましたけれども、その人事行政の運営については職員の給料の部分とかが載っているというようなことじゃないかと思いますけれども、この給料とか定員管理については嬉野市のホームページでも人事行政評価の運営の公表とは別項目でグラフもつけて載せておりますし、そこに言葉等の解説もつけておりますので、そちらを併せて見ていただければと思います。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

運営等の状況の公表ということで見られるということで、せっかく嬉野市も福利厚生とか育児休暇とか、そういうのも結構されていて公表はしていただいているんですけども、もう少し説明とかを加えてもらって詳しく丁寧にしていただけたらなと思っての御提案でした。

じゃ、今まで網羅しているからいいということでよろしいですね、少し検討してもらうということですけれども。もう一度、行政経営部長お願いします。

○副議長（森田明彦君）

暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時31分 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

今、行政経営部長から説明をいただきましたので、しっかりと同じところで掲載しているということで理解いたしました。どうも失礼いたしました。公表が、本当に市民の皆様も見られるところで、また、市報にも掲載していただいているので、開かれた市政としてはい

いかなと思いました。先ほどのことはどうも失礼いたしました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

では、会議の公開について質問をさせていただきます。

こちらは以前から私も何回となくずっと質問をさせていただいておりますけれども、会議の状況というところで資料請求をさせていただきました。その中でお伺いしたいと思います。

まず、この資料請求を頂いたときに、なかなか会議のお知らせとかがなかったり、会議記録がなかつたりありますので、そこについてお伺いしたいと思います。

まず、税務課所管の会議で結構会議の公開がなかつたんですけど、その理由をお伺いいたします。

○副議長（森田明彦君）

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

入湯税等検討委員会が昨年度から合計で4回開催をしているところであります。すみません、そのうち今年1月21日に開催いたしました3回目の分につきましてホームページへの公開が確かに漏れておりました。申し訳ありません。この分については、近日中にですけれども、改めてですけど、公開をしたいと思っております。

以上になります。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

入湯税の検討委員会ですけれども、それは1月21日の分が漏れたというのは会議録ですね。会議の公開というかお知らせがずっとなかったという資料を頂いているんですけど、その説明をお願いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

暫時休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時35分 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

お答えします。

すみません。開催のお知らせのほうですけれども、それは確認をさせてもらってよろしいでしょうか。その後で答えさせていただきたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

確認よろしくお願ひいたします。

それでは次に、文化・スポーツ振興課の会議が執り行われていますけれども、ほとんどの会議のお知らせと会議録がないんですけれども、そちらの御答弁をお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小原和子君）

お答えいたします。

文化・スポーツ振興課所管の会議につきましては以前より公開されておりませんでしたので、これまでと同様の取扱いで行っておりませんでした。今後はホームページ等で掲載するようにしたいと思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。よろしくお願ひします。

そして、新幹線・まちづくり課お願ひいたします。

○副議長（森田明彦君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

新幹線・まちづくり課所管の会議のホームページ掲載等につきましては失念をしていたものと思われます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

ホームページ掲載を失念されていたということです。

では最後に、教育委員会の会議の公開。

○副議長（森田明彦君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

お答えいたします。

教育委員会所管のものについては、令和7年度以降については会議の公開をするように指示をいたしてはいたところでございます。ただし、外部のところとかで一部載っていないものがあったように確認をしております。

本来、会議録を載せてから、もともとの会議の開催等のお知らせ等を消すような形で統一するだとか、そういったところの徹底も行われておらず、実際載せていたのに、終わったのでということで会議録を載せる前に削除したところもあったように思っております。

そういう点を考慮いたしまして教育委員会といたしましては、そこら辺の統一を図りたいというところで教育委員会内では話合いをしているところでございます。

また、会議録等につきましても、年数等かなり前のものから載せているものもあれば、ここ数年のものを載せているものもございました。そこら辺についても統一した見解で載せるように話し合いをするように、今後検討するということで教育委員会内では話合いをしているところでございます。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

この会議の公開については以前から私ずっと何回か質問をさせていただいているんですけれども、この取りまとめとしてはどこの課になるんでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（津山光朗君）

お答えいたします。

ホームページは各課のほうで投稿して、あとは広報・広聴課が承認をするという形になろうかと思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

これに関して、嬉野市には嬉野市情報公開条例というのがございまして、こちらの25条に会議の公開とあって、「実施機関は、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な運営を確保するため、附属機関及びこれに準ずる機関の会議の公開に努めなければならない。」とあ

ります。そして、嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱に関して、まず、趣旨としましては、「審議会の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公平性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たし、もって開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。」とあります。そこの中で会議の開催の周知に関して、「審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の1週間前までに、会議の開催について公表する。」とございます。そして、「会議の開催の公表は、市ホームページへの掲載、庁舎内の掲示その他適切な方法により行う。」と要綱には掲載されております。

そして、私が平成28年の第4回12月議会で質問させていただいたときに、当時の総務企画部長から、「会議の公開に関する要綱などを定めて、フローチャートなども示して、できるだけ公開するようにということで現在努めているところです」という御答弁がありました。そして、令和2年の第4回にも質問させていただいておりますけれども、当時、各部長にお尋ねしました。そのときは、この要綱に基づいて行っていると各部長に御答弁いただきました。昨年度、令和6年の第1回3月議会でも質問させていただいておりますけれども、条例にも載っています、要項にもあります。

私も常日頃、その会議の公開については結構ホームページを見ているんですけども、なかなか掲載が間に合っていないなというのを感じておりますし、当時からすれば、言葉はあれですけど、掲載の仕方が後退しているなという感じがあります。というのが、所管の取りまとめるところがきちんとされていないからじゃないかなと、各課とか各部の裁量とかでこれまで載せていかなかったとかあるんですけども、そこは先ほど条例とか要綱で申しましたように、会議の公開が市民に対しての開かれた市政に対して一番のツールと思います。市民参加のためのツールだと思いますので、ぜひそこをしっかりと要綱に沿ってしていただきたいと思いますけれども、そこに関してきちんと取りまとめるところがないからじゃないかなと私は常日頃思っていましたけれども、昨年のときはしっかりと指導をしてまいりますという御答弁もあったみたいですねけれども、このことに関して市長はまずどう思われますか。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

まず、正直どういったところが我々が公開等々に消極的と考えているのかというのが理解できない部分があって、具体的にこの件に関して公開がなかったということで市民の知る機会が減ったということであれば対処のしようがあるんですけども、印象的なところで後退したというふうに言われても、なかなか私たち自身も今後どうしますと言えないということ

は御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

いや、まずもって要項にもありますので、遵守していただきたいなという思いがあって、そこは思うんですけれども、そこそこで各部、課で受け止め方が違うんじゃないかなというのを、今回資料を頂いて感じたところです。

このことに関して副市長はどのように思われますか。取りまとめとか、確認とか、各部課長会とかあっていると思うんですけれども、今週はどういう会議があるとかという確認もされていらっしゃらないんですか。

○副議長（森田明彦君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

以前の部課長会議の中では、それぞれの週の行事予定等についての報告会等も行っておりましたけれども、現在はそういった週の予定等についての報告は時間がかかりますので、そこについては割愛をいたしております。

ただ、先ほど教育部長が申しましたように、教育部局は教育部局なりに統一的な見解を話し合っているというような答弁もございましたので、議員が御指摘のように、何度も御意見を頂戴したというような話でもございますので、今後もう少しあり方等も含めて検討させていただければと思っておりますので、今後少し精査をしたいと思っております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

よろしくお願ひいたします。

それで2番目に、ホームページの掲載のあり方についてお伺いしたいと思いますけれども、昨年6月に質問したときに、会議の公表の仕方をホームページでカレンダー式にしていただけませんでしょうかという御質問をしたときに、その当時の課長が、できる限り分かりやすい方法の研究に努めさせていただきたいと思いますということをいただいているので、カレンダーにどこぞこの会議があると、それがまた詳しくリンクできるようにしていただきたいと思いますけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

○副議長（森田明彦君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（松尾良孝君）

お答えいたします。

ホームページ上の情報公開のあり方につきましては、そういったホームページ上でカレンダー等に反映できるかどうかの構成ができるかどうかを含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

カレンダー式にしたら分かりやすいと思いますし、また、教育委員会は教育委員会のホームページに掲載されていたと思うんですが、カレンダー式だったら、市のホームページのトップで皆さんのが知り得ることができると思うので、カレンダーの中で教育委員会のほうにまた飛ぶとか、リンクするとかというができるんじゃないかなと思いますけど。

○副議長（森田明彦君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

今現在も、市のホームページのところから教育委員会のところを作っていたいただいておりまして、そこから教育委員会のほうに飛んで会議の公開とかを見られるような形を取らせていただいております。市のほうと連携をいたしまして、教育委員会のものも市のやり方等に合わせた形で掲載をできたらというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

そのように、本当に市民の方から分かりやすい、操作もしやすい、1回で情報が得られるような、そういうふうにしていただきたいし、また、今後いろんな意味で開かれた市政のためにぜひ御努力していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（森田明彦君）

これで増田朝子議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで15時まで休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時 再開

○副議長（森田明彦君）

再開します。

一般質問に入ります前に、先ほどの増田朝子議員の質問に対し税務課長より追加答弁がございます。これを許可します。税務課長。

○税務課長（三根伸二君）

先ほどの増田議員の質問の中で、税務課の入湯税検討委員会の開催お知らせのホームページの有無というところで確認しましたところ、やはりこの分、4件とも漏れておりました。大変申し訳ありませんでした。

○副議長（森田明彦君）

増田議員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

一般質問を続けます。

議席番号9番、宮崎良平議員の発言を許可します。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

皆様こんにちは。議席番号9番、宮崎良平でございます。傍聴をいただいている皆様、またインターネット、ケーブルテレビ等で御覧の皆様におきましては、日頃より感謝申し上げます。ありがとうございます。

今議会もトリでの一般質問となります。最後までお付き合いのほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今回は大きく分けて4つの質問を上げております。1つ目は民生委員・児童委員について、2つ目に米国の関税措置における市内企業への影響について、3つ目に市内小・中学校における平和集会、平和学習について、そして、4つ目に次期市長選に向けた出馬意思についてということになっております。

マスコミの方には大変申し訳ないんですけど、まずは壇上にて、民生委員・児童委員についてということで、市内における民生委員・児童委員の人員の現況についてお伺いをし、再質問、後の質問においては質問者席より伺わせていただきたいと思います。真摯な御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（森田明彦君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

それでは、宮崎良平議員の質問にお答えをしたいと思います。

民生委員・児童委員の人員についてお尋ねをいただいております。

御承知のとおり、民生委員・児童委員におかれましては、地域の福祉の要石として御活躍をいただいております。この夏に、夏休みの期間を利用していたしまして、塩田町、嬉野町、それぞれの民生委員・児童委員の協議会におきましても、一日民生委員体験をしていただいて、

参加された子どもたちの作文も読ませていただきましたけれども、やはり地域において欠かすことのできない、そしてまた少子高齢化社会においては、ますますその役割は増しているものだというふうに思っております。

そうした中で、人員につきましては、地区担当の民生委員・児童委員の定数70名に対し、現在、現職のままお亡くなりになった方が1名いらっしゃいますけれども、69名、1名の欠員ということになっております。本当にありがたいというふうに思っておりますし、また、主任児童委員は欠員なく4名に御活動をいただいているということあります。

今後、改選期に向けて地域の推薦をいただきながら、充足できるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、宮崎良平議員の質問に対するお答えとしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

定数70名プラス児童委員を入れて今は74名ですね。現在は充足している状況であると理解をしました。任期は3年で、現在の民生委員・児童委員が本年11月30日までが任期となりますね。

既に次の委員が決まっていることかと思われますが、担当課のほうで把握している限りで構いませんので、充足状況というのをお伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

行政区長からの候補推薦をいただきまして、推薦会を開催して、県へ現在提出をしているところですが、今現在で何地区かの未選出の地区があります。担当課としましても、民生委員の制度説明や協力員の制度の紹介を行いながら、行政区長や現民生委員と連携し、選出に向けた協力をを行っているところです。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。

質問の2のほうに移りますが、これから少子高齢化が進む一方で、支援が必要な高齢者や児童が増えて、また、業務が多岐にわたるということで、委員の負担がすごく大きくなっているというふうに感じております。

現状、主にどのような問題点、課題点が委員の方の声として上げられているのか。また、そのような声に市としてどのように対応されているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

議員御発言のとおり、社会情勢がますます厳しさを増し、地域の皆様が抱える課題が複雑化、多様化している現状下で、民生委員・児童委員の皆様の負担が大きくなっていることを深く認識しております。加えて、委員の皆様の中には、お仕事や別の活動を並行して行っている方もおられ、その負担軽減のための方策を日々模索しているところです。

当市では、令和2年より民生委員・児童委員協力員制度を導入し、委員の活動状況や各地区の事情に応じて民生委員さんをサポートする協力員を設置できる仕組みを構築しております。この協力員制度や愛の一声運動などを適切に活用いただきながら、委員の負担軽減を目指しているところです。

また、民生委員として活動をする中で、どこまで対応すべきか、どの範囲までできるのかといった活動の限界や範囲が課題として上がっていることも承知しております。この課題に対しては、市から適宜情報提供を行い、見解をお示しするほか、市の民生委員・児童委員協議会にて作成された活動の目安Q&Aという冊子を委員の指針として活用いただいております。近年は、特に認知症の方や身寄りのない方に関する御相談が増えていることを実感しております。

このようなケースについては、市の福祉部門だけでなく、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの専門機関と連携しながら、対応可能な措置を検討、推進しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。先ほどから聞いているだけでも、本当に頭が痛くなるぐらいたくさん課題があると思います。そこら辺の負担等が大きいということも含めて捉えてみると、先ほど、次の改選においてまだ充足していないという状況があると。そういう中で、手前の部分でいうと、この民生委員・児童委員の選任について苦慮されている地域というのが本当に多いかと思うんです。

ちなみに伺いますけど、仮に、ある地域が選任ができないと。また、任期途中とかで退任されて欠員が出ましたという場合、市としてどのように対処されるのか、そこをお伺いした

いと思います。

○副議長（森田明彦君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

現在、何地区か選任できていない地区もあります。その場合、区のほうから推薦をいただくようになっておりますが、担当課としましても、連携をしながら一緒にお願いに行かなければならぬような事態でありましたら一緒にお願いに行ったりとか、民生委員の活動の説明をいたしたりとか、連携をして選出いただくように一緒になって活動をしております。

欠員が出た場合も、同じように区のほうからまた選出いただくようにお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

欠員が出た間も地域のために何かしら活動をしなきゃいけないというのがあるわけじゃないですか。そういう場合には当然、区長さんとか、これまでやってこられた民生委員さんとか、今支援員になられている方が結構いらっしゃると思うんですけど、そういう方々の負担がすごく増えるという形になると。市の職員さんの立ち位置として連携をしていくいただくということは分かるんですよね。じゃ、その上で、該当者が途中で見つかるように地元に努力を促していくというぐらいしか今のところないということでよろしいでしょうか、そこら辺をお伺いします。

○副議長（森田明彦君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

選出に当たりましては、地元の方の推薦をいただきたいので促すところではありますが、現在、成り手不足の解消の対応としましては、広報紙の発行だとか、一日子ども民生委員・児童委員の活動、先ほど市長の答弁の中にもありました、その中で活動の理解の促進、また、月1回の定例会を開催しておりますので、その中で福祉制度の理解を深めたり、他地区の民生委員の意見交換などをして、活動できるように担当課としてもサポートをしております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

そこで地元の方から御相談を受けたんですけど、区において、民生委員・児童委員の負担軽減のために、今後それこそ区全体で支えていく意識の醸成を図りたいとのことで、支援員さんとは別に、区には各班長さんとかといらっしゃいますよね。こういう班長さんたちに見守りのお手伝いという体制づくりをつくっていきたいと、そういうことが可能なのかという相談をいただいたんです。委員という形になると、厚生労働省から委嘱されているという観点があって、それから考えると、そういう組織自体を地域でつくるのがどうなのかなということがあって言葉に窮しているところなんんですけど、そこに関して、市としてどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

民生委員は厚生労働省からの委嘱を受けておりまし、守秘義務も課せられております。その地域での見守りのお話をいただきましたが、国が今目指しているのは地域共生社会を推進していく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる社会というのを目指しております。地域全体での見守りというのは、とてもすばらしいことだと思います。訪問を受けられる方、地域の方の同意があれば、地域全体での実施はとてもすばらしいなと思うんですが、地域の方が見守っていて、相談や関係機関へつなぐ必要があるとなった場合には民生委員につなぐなど、地域でできること、民生委員しかできないことを整理して、地域での仕組みづくりやルールづくりは必要かなというふうには感じます。高齢者になってからではなく、元気なときからの、日頃からの地域づくり、共助の視点では非常に大切なふうに感じます。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。絶対にできないわけじゃなく、地域ごとに法令遵守しながらやっていくというところですよね、要は、そういうことになるわけですよね。民生委員さんは民生委員さんとしての守秘義務等々が当然あるんですけど、見守りの、今日あのおばあちゃん出んさったよと、そういうふうな流れぐらいのお声かけを含め、それこそ情報交換を含め、情報共有を含め、その方がオーケーだったらできるというところですよね、利用者がオーケーだったら。分かりました。

これは基本的に抜本的な解決案というのがなかなか見つからないというのが、私も見つからないままの質問になっているんですけど、ただ、今後も維持していくためには、それこそ若干行政の下請的な業務というのがあるじゃないですか。この現状を見直して、委員の負担軽減を図る必要、これは今までやっていると思うんですけど、さらにやらないとなかなか難しいと思うんですよね。

今年3月ぐらいかな、民生委員・児童委員による証明事務に関する調査ということで、総務省がこども家庭庁と、そして厚生労働省、法務省に対して——民生委員さんの証明事務がすごく煩わしいということですね。そういうことが調査の中で分かったと。それに対して、こういったものを軽減させるような対策を、要は厚生労働省を含め、市町村も取るようにしなさいという要請みたいな形で多分通達があつておると思うんですけど、通達が来たところで運用が徹底されないということだと全く意味がないことで、今現状、嬉野市としてどのような状況にあるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

今回の通知に限らず、前回からの民生委員の負担の見直しについては意見がありました。 庁舎内の中でも見直しは既にされていまして、教育総務課がしている就学援助適用に関する意見書などは、令和4年度の申請より証明の方法を見直して簡素化するようにしておりますし、保育所、学童等の申込みの際は、令和6年度分の新規入所申請の分から他の証明で完結できるものは証明を求めるなどと運用を見直しているものもございます。

今回、令和7年3月の通知を受けて、庁舎内全体でどのような民生委員の証明を必要としているかというのを調査して、見直しできるところは見直しをする準備を今しているところです。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。かなり先進的にやられていると。ほかの地域に聞くと、まだまだできていないところがたくさんあったので、市町村に聞くとですね。かなり進んでやられているなと思い、感謝しております。ありがとうございます。

これは様々なケースがあって難しいと思いますが、丁寧な説明の上に、負担軽減に向けてまたよろしくお願いしたいと思います。

また、最近では、民生委員さんの事務負担軽減のためにタブレット等を活用していただく

のような例もあると思うんですけど、そこに関して、市としてはこれまで検討された経緯があるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

タブレットの導入に関しましては担当レベルでというか、その範囲では検討はいたしておりますが、文書の配布等は簡単にできますし有効かなというふうに思いますが、まだ実現には至っておりません。連絡等がスムーズにいきますように、スマホのLINE等を活用して連絡をするような改革は行っております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

都会と比べて人数も少なかつたりしますので、あるんでしょうけど、事務手続等を今までやっていたという流れがあった中ではそういうものも必要かなと思ってこの質問をさせていただきました。

ただ、DX技術をもって、RPAとか、AI-OCRとかということで市が進めていく。情報を集約するということで言えば、今後のデータの集約、また、こういったものの蓄積を含めて大事になってくるんじゃないかなと思うんですけど、そこを市長、このことに関して、タブレットも含めて、民生委員さんたちが要らないと言えば全く問題ないんですけど、これでまた軽く負担軽減になるのであれば、こういったものも含めて市長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

現在、新庁舎の移行に合わせて庁内業務においてもペーパーレスを推進しているところでありますし、議会のほうにも御理解をいただいて、こうした1人1台のパソコンの環境ができているというふうに思っております。

今後、民生委員に限らずというところであると思いますけれども、そうした携帯端末を活用いただくというのがより合理的でもありますし、また、セキュリティ等々の課題はあるにせよ、こうした膨大なセキュリティ情報が、特に民生委員さんは要支援の方とかを含みますので、こういったところを一元的に管理をしながら、情報管理の課題はあるものの、そ

ういったことをしていくというのも重要なと思います。

また、災害箇所の報告とともに、区長さんも御自身のスマートフォン等々でも御利用いただいているけども、またいろんな、この方は大丈夫ですよとお声掛けをしましたとか、そういったところも民生委員さんから私どものほうに報告をいただければ、孤立している人はいないんだなとか、そういったところのいざというときの非常時にも大いに役立つと思いますので、これはやはり全体的な業務の中で、最終的には実現に至るように努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。民生委員・児童委員の方々は、先ほど市長もおっしゃったように地域福祉の最後のとりでと言われていますので、孤立支援や高齢者の見守り、子育て支援、災害時の安否確認等、重要なセーフティーネットの役割を果たされております。まさにこの機能が失われるということは、地域福祉全体の崩壊につながると私は思っております。そのくらい重要な役割だと思っております。そのような認識を、ぜひ市民全体として共有すべき、また区民全体として、私たちもそうですけど、全体として共有すべきだと思うんですね。

そのような中で、この僅かな活動費の中で、正直、奉仕精神だけではこの複雑な現代社会において民生委員の役割を全て全うするには限界が来ていると思うんですね。民生委員や区長さん、また一部の方々に負担を集中させるんじゃなくて、地域全体で福祉の課題の解決に向けて共助の仕組みを再構築しなきゃいけないというのがすごく大事じゃないかなと思うんですね。

その組織づくりとか啓発には、市としてももっと踏み込んだ旗振り役として本来は努めるべきじゃないかなと思うんですけど、最後にそこら辺、部長にお伺いしてもいいですか、御答弁をお願いします。

○副議長（森田明彦君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（小池和彦君）

お答えをいたします。

今後の地域共生社会の推進に向けては絶対歩んでいかなければならない道だと思っております。そういう意味でも、一応、上司にはそのような推進をするような課をつくっていただきたいということは申入れをしております。今後、そのような取組を行っていきたいと感じているところです。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。では、これで民生委員さんの質問を終わらせていただきたいと思います。

では2番目、次に、米国の関税措置における市内企業への影響についてということで、トランプ政権による日米間の相互関税において、日米交渉による日本から輸出品に対し一律15%という相互関税が課されまして、8月7日に発動されるということになりました。これによる市内企業への影響等についてお伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

関税が発動されて大体一月ほどたっておりますが、現時点におきまして、市へ直接またはサテライト会場となっておりますよろず支援拠点において、関税に関する相談は今のところ入っておりません。ですが、商工会において関税発動前、まだ25%になるかもしれないと言われていた大分前の段階で、今後のことについて相談というものは1件あったというふうに聞いております。

以上のこと踏まえますと、市内においては、大手企業はほとんどございません。中小企業、個人事業者が中心でございますので、現時点においては関税の影響は今のところ多くはないと考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。直接的に大きな影響はないということですが、広角的に見た場合ですけど、どうなんだろうと思うことがあります。例えば、お酒ですね。これは我が市にも酒蔵が3つございますね。トランプ大統領の就任前は1リットル3セントだったものが、現在15%になっていると。県内の酒蔵さんに聞きましたけど、意外とそんなに大きな影響はないと。その理由が、インポーターさんがそれなりにかぶってくれているということであって、ただしきながら、インポーターさんからアメリカの消費者に売るとき、そのときに価格転嫁されるということで、売値が高騰して手が出にくくなつたんじゃないかという、何となくそういう影響を感じるということをお伺いしております。

そういう中で、またこれはお茶に関してもそうですけど、15%と、かなり同じような現象が出てくる可能性があるのではないかと思われますが、市としてどのようにお考えでしょう

か、そこをお伺いしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、関税の影響というのは最終的に現地の商品の価格に転嫁されるものと考えております。その分、上乗せをされる影響で販売量が減少するというのは想定されるところではございますが、それ以外にも、直接輸出を行う企業でなくとも、間接的に部品であるとか原材料を製造している企業につきましては、今後影響がないと言い切れないと考えておりますので、始まって一月ということもございますので、影響については引き続き注視をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。

そこで、2の質間に移りますが、影響等を受けた企業、また事業者に対応できる相談窓口として、市としてはどのように対応されているのか。先ほど、市のほうでよろず拠点のほうでやっているとかという話がありましたけど、正確にお願いいたします。

○副議長（森田明彦君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

現在、市のほう、またはよろず支援拠点のほうで、当然この関税に限らず相談というものは受けさせていただいておりますが、今回のこの関税に係る影響というものは当然全国的なものになってまいりますので、本市のみで対応ができるものではないと考えております。

既に経済産業省におきましては、米国関税対策ワンストップポータルサイトというものも設立されております。また、佐賀県内では、佐賀県信用保証協会であるとか、ジェトロ佐賀等が相談窓口を設置されておりますので、そちらをまず御活用いただくようにおつなぎしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

じゃ、市としては窓口として御案内をするという形でよろしいでしょうかね。分かりました。

専門的な相談またはアドバイス等は、そういったものを考慮した場合、県の相談窓口が専門的な方もいらっしゃるので、妥当かなという気もしますので、ぜひ丁寧な御案内をお願いしたいと思います。

ただ、状況だけは、市内でこういう相談があったとか、そういったことだけは当然把握をすべきだと思いますので、そこら辺は相談者、県とも連携しながら情報共有に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質間に参ります。

市内小・中学校における平和集会、平和学習についてということで、さきの大戦から戦後80年の節目を迎える年でございます。市内小・中学校において、現在、平和集会等を行われているのか。また、平和学習について市としてどのようにお考えか。また、学習内容等をお示しできれば詳細を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

本市内の小・中学校の平和集会あるいは平和学習会等についてのお尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。

本市内の小・中学校では、毎年平和集会、人権集会において、平和について考える機会を設けております。この集会を通して、平和について考える意識が高まっていると感じているところであります。

授業での取扱いですが、平和学習は主に社会科あるいは総合的な学習の時間に位置づけて、教育課程の中で計画的に進めております。子どもたちは、戦争や平和について調べたり考えたりする学習を通じて理解を深めております。

また、行事としての取組でございますけれども、小学校6年生、中学3年生が修学旅行の際に戦争体験者から講話を聞いたり、資料館などを見学したりして、実際に体験的な学びを深める機会を設けております。これらの経験は、平和集会での発表に生かされておりまして、子どもたちが平和の大切さをより深く理解できるようになっています。

ここに新聞記者さんもいらっしゃいますけれども、8月31日には「80年後の私」、塩田中学校の松尾さん、さらに9月3日には「戦後から80年たった今」ということで若い子どもたちのメッセージが「わかもの」というところに載っておりますので、この状況を見ましても、成果が上がっているなということを強く感じているところでございます。

こういうことで、今後もさらに平和学習については計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

特に平和が維持されることが、子どもたちにとっても日本にとってもすばらしいものでありますので、そういうことを学習計画の中で進めていきたいと考えております。

以上、お答えしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

今年度、時期はばらばらではございますが、いろいろと調べてみたところ、大野原小中学校とか、久間小学校とか、嬉野小学校、五町田小学校等で、こうやって平和学習というか、平和集会的なことをやられていると。

私たちが小学生の頃は、終戦記念日なのか、原爆の日なのか、原爆の投下日なのか、平和集会等が行われていたような気がするんですけど、現在は平和学習の形も日にちも各学校に任せた形で行っているという、そういう認識でよろしいんでしょうか、お伺いします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

各学校の学習計画、カリキュラムの中に位置づけをしておりますので、一応その中で教科については指導をしております。

あと、行事関係が、全体の行事の時間数を見る中でどれくらいあてがえるのかということです。そういう中で、各学校で若干は違いがありますけれども、具体的に経験をされた方を講師としてお招きをしたり、あるいは直接、長崎の被爆者団体の語り部の人とつなげてオンラインで授業を受けたり、温度差は若干違いはありますけれども、そういう形で実施している状況は現状ございますので、今後もそういう形でいくのがいいのかなというようなことを思っています。

新聞記事等で書いている子どもさんたちの状況を見ますと、やはり鹿児島の知覧特攻平和会館に行って、同世代の子どもたちのお手紙を読んで、そして自分のこととして把握をして涙ぐんでというふうなことで、本当に心情に訴えられる状況だなということを強く感じたところでございます。

平和教育については、先立つものがかかりますけれども、修学旅行あたりではぜひ現場に行って、そういうお手紙の記事を読んでいただけたらいいなというふうに思っております。ということでお答えにしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。多分私の小学生時代もそうだったと思うんですけど、中学生のときもそう

でしたね。これまで小学校6年生で長崎に、中学校3年生で広島にというのは、私たちもそうだったと思っています。

その際に平和学習を行うことというのも承知しているものの、小学生低学年では、一般的に道徳心の芽生えがあつたりとか、社会性の発達とか、好奇心の高まりというのが特徴であると。小学生高学年になると、思春期に入る準備段階として、知的興味が広がって想像力が高まつたりとか意思決定ができたりすると。中学生になると、心身ともに成長して、思春期や反抗期を迎え、心身の体の不調とか、自分を確立する時期に入って心身の土台を築く重要な時期であると思います。これは一年一年大きな変化をもたらしていくわけですね。

この中で、義務教育期間に一年一年変わっていく中で、感性豊かな子どもたちに適切な教材で、成長に合わせた各年代のカテゴリー別の平和教育、平和学習というものを行うべきじゃないかなと思うんですけど、そこら辺について教育長の見解をお伺いします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。

小学校は、心理的に見ていきますと児童心理あたりが影響をしてきますので、低学年と高学年とはうんと違いがあります。中学生になると青年心理あたりが入ってまいりますので、そこら辺を加味した上でのカリキュラムというんでしょうかね、そういうものをつくっていく必要を感じているところでございます。行事は行事としながらも授業の中で行いながら、さらにそういった児童心理、青年心理あたりを生かしながら、嬉野流のカリキュラムをつくる段階に来ているのかなということは強く感じている昨今でございます。これから前向きな検討をしてまいりたいとは思います。

以上、お答えをしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。現在は、社会過程の中で総合的な学習も含めてですけど、その都度都度、学ばせていくればいいなというような形だと思うんですけど、全国的に見ても、平和学習の難しさにかなり苦慮されているというか、苦労されている先生方も多くいらっしゃるかと思うんですね。

学校教育課長にここでお伺いしたいと思いますけど、学校現場の声として、現場の先生方から、平和学習においてどのような苦労があるのか。そしてまた、現在行われている平和学習において学習時間というのが足りているのかというところですね。そして、課長が教職員の一人として考える平和学習において一番大事にしていることというのをお伺いしたいと思

います。

○副議長（森田明彦君）

学校教育課長。

○学校教育課長（中原奈美君）

3つの御質問をいただいております。お答えをいたします。

まず1つ目ですけれども、平和学習を行う中での難しさという御質問です。

まず、先ほどお話の中にもありましたとおり、発達段階が違う、特に小学生は1年生から6年生までおりますので、そういう子どもたちが、特に戦争のこととか、過去のこと、それから自分たちと遠いところで起きている、人ごとみたいな感じを持っている子どもたちが多いと思うんですね。そういう子どもたちに自分のこととして平和について考える、そのための教材というものをどのように発達段階に合わせていくかというところに難しさはあると感じております。

ただ、その難しさの改善方法として、先ほど教育長が答弁しておりましたように、平和集会とか、修学旅行等、また社会科、道徳とか、学年に応じた教材がございますので、そういうものを活用しながら行っているというところでございます。

それから、2つ目の御質問で、平和学習について時間は足りているかということのお話でございますけれども、文部科学省の学習指導要領では、平和教育を特定の教科に限定せずに、社会科や道徳教育など幅広い教科や活動を通じて発達段階に応じて育成するというふうに書かれています。トピック的に集会とか、それから教科の中で行うこともそうなんですけれども、平和の学習の中には、相互尊重や協力の態度を育成するという項目もございます。やはり学校教育全体を通じてそのような子どもたちの育成を図るということを鑑みれば、時間が足りていないということは言えないかなというふうに思っております。

3つ目の質問でございますが、教育現場に携わる者として何を大切にしているかということでございますが、やはり命の大切さを感じられる子どもたちを育てたいというのが一番の根底にございます。かけがえのない命、一人一人の尊い命をお互いが尊重し合い、大事に思える、そういう子どもたちにしたいなと思っています。意見の違いは人間ですのでありますが、否定をしたり、それを責めるようなことではなく、やはりお互いに共感し、理解し合い、そして未来につながっていく考え方を育む、そういう子どもたちを平和教育も含め、学校教育全体で育んでいきたいというふうに常々考えております。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

さすが先生ですね、本当すばらしい御答弁で、この突然の抽象的な質問に丁寧に答えてい

ただき、本当にありがとうございます。

先ほど課長がおっしゃったように、命の尊さとか、戦争の悲惨さ、また平和の尊さというのをしっかりと学ぶこと、これは本当大事なことだと思うんですね。

平和教育は、ただここで比較的終始している感じがあるんですよ。私、小学校の課程までは、ある程度そこの尊さとか命の大事さ、ここを教えるのはすごく大事だと思うんです。ただ、私は、本当の意味での平和教育とは何だろうと思うわけですよ。どのような時代背景があって、どのような状況下で人間は戦争を起こすのかとか、また、この戦争の要因が宗教であったりとか、領土、資源をめぐる争いであったりとか、イデオロギーの乖離とか、歴史的対立、政治的、経済的な問題、貧困、こういう様々ないろんなものが絡み合って起因しているじゃないですか。本来、戦争、紛争のメカニズムというのを多角的に理解する方法を、義務教育の——先ほど新聞に、中学生の子たちとか小学生の子たちも載せたりするわけですよ。あの子たちの文を見ていると、多分これくらいのことは義務教育の最終学年をめどに、深く触れる機会をつくることは、これこそが平和の実現とか維持のためにすごく大事だと思うんですけど、これに対して教育長、意見をお伺いします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

私が平和教育について思うことは、これが出てきて、それから変化してきたと思うんですよ。いつでも復活できる状態でしょう、あの世界では。したがって、その時代が入ってきたときぐらいから時代が変わりましたね。それまでは、やはり仲間同士のつながり、あるいはチームワークというのは非常に強くあったんですけども、これが出てきてから、復活というのがあって、軽々に命の尊さというものが使われるようになってきたわけですね。ですから、教育の中では、そこら辺をしっかりと抑えながら命の大切さというのを指導していかないと、親さんも含めてですね。そんなふうに私は思っております。

ですから、嬉野市単独ではなくて、佐賀県であれば佐賀県である一定の部分について協議をしながらしていかないと、一市町等ができるものじゃないわけで、そういったところを中心にして、やはり教育長会あたりでも機会あるごとに話をしていく必要があるかなというふうに思っている昨今でございます。

以上、お答えしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。あれこれと、それこそなかなか出せないものはあるんでしょうけど、実際に、今はスマホとか、そういうものがいろいろと問題視されているところがあるんですけ

ど、ただ、私一つ思うのは、イデオロギーの件でいえば、私はここがあることによって多角的に物事を見られるというところでいえば、すばらしい活躍をしているところも一つあるかとは思うんですよ。こういうことに関して、いいほうで使っていただければすごくいいかなと思います。

ただ、この平和教育、先ほど言いましたけど、特定のイデオロギーに偏ることなく、生徒が多様な視点から平和について考えて、自ら意見を形成できるようにすることというのが重要じゃないですか。そのような中で、例えば、日本の歴史からとかじゃなくて、先ほども学校教育課長もおっしゃっていました、いろんな物事を多角的に見ながらと言っていましたね。こういう世界の戦争や紛争にも目を向けて、それで国際的な視野で平和を考えたりとか、生徒が自ら発見して解決策を見いだすとか、参加型の学習というか、そういうのとか。

あとは、教師もある程度、特定のイデオロギーを持っている方が結構いらっしゃるんですよね、誰しも多分持っていると思うんですよ。ただ、ここを押しつけないような参加型の学習というか、生徒の自主性を尊重した、議論を促すようなね。教師は当然ファシリテーターみたいな感じのそういう学習とか、尊重した議論を促すような感じの学習とか、先ほど学校教育課長おっしゃったような、平和教育の一環として戦争の歴史だけに固執しないで、学校とか、家庭とか、あとは地域社会とかの中での身近な問題から平和の教育につなげていくこと。こういったことも、学習時間もあるし、カリキュラムも詰まっている中ではございますけど、もう一度踏み込んだ平和学習のあり方というものを、先ほど教育長もおっしゃいましたね、嬉野流カリキュラムと。こういったことをもう一回見直しながらやっていただきたいなと思っております。

これはある意味、この問題は一生かけても答えが出ないような問い合わせなんですね。常に平和の世の中をどう築いていくかという、また、我が祖国をどのように守っていって次の世代にどうつないでいくかというところまであることなので、ただこの問い合わせなければ、私は平和はないと思うので、常に答えを求めていくことが平和につながっていくかなと思っておりますので、ぜひとも教育現場においても御一考いただきたいと思っております。

最後に、市長と教育長に御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（森田明彦君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ただいま御提案をいただきました宮崎議員の御意見を拝聴して、嬉野版のカリキュラムあたりの着手を考えたいと思いますけれども、すぐさまできるわけじゃないので、いろいろなイデオロギーを持った保護者さんもいらっしゃるわけでございますので、いろんな角度から総合的見ていって、すばらしい学習のカリキュラムを目標に進めていきたいというふうに考えております。

今、世界どこを見ても、いつ何どきどうあるか分からない時代に遭遇しているわけでございます。そういう中で、平和という本当にすばらしい内容を子どもたちの心の中に残しながら、日本人の私たちの地域を守ってくれる子どもたちでございますので、大切に育ててまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えしたいと思います。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

午前中の共産党の阿部議員からの御質問のときにも申し上げたのが、戦争反対であったりとか、また、核兵器の廃絶、これは特定のイデオロギーの専売特許ではないというふうに思っておりますし、現実政治をあざかる保守本流の政治家こそ、それを最も意識しなければならないというふうに思っております。

そういう意味では、私も戦争をこの世からなくしていくときに、命を奪っては駄目だ、それも当然の感情として子どもたちに教えていかなければなりませんけれども、なぜあの某国の戦争が起きたのか。もう一度、やはり我々今を生きる人間が、戦後80年を一つの岐路として胸に刻まなければならないというふうに考えております。

私自身は、さきの大戦が、悪徳な軍人であったり、また政治指導者のみが引き起こした戦争だとは考えておりません。それこそ膨れ上がった民意が、あの某国の戦争の引き金を引いたと私は思っております。この昭和不況と言われる時代の閉塞感、これを戦争で一気に片をつけるということを熱狂的に支持したのは当時のメディアであり、そして国民であるということを私は強く思っているところでもあります。

私自身もメディアに身を置いたときにも、その感覚を絶対忘れてはならないし、繰り返すようなことはあってはならないということをやりましたけれども、まさに今、このいろんな社会の分断が進んでいく。そしてまた、相手をやっつけるということにちゅうちょない言葉がネット上にあふれるという状況を見たときに、本当に80年前の過ちが現実のものとして我々の目の前に現れてくるということは、これは笑い話でも寓話でも何でもないというふうに思っております。本当に危機感を持っているところであります。

まずは学校教育の現場においても、学校教育現場の自主性を尊重しつつも、やはり近現代史に対する理解を深めていく必要もあるというふうに思いますし、民族の対立、今起きている紛争も、しっかりとやっぱり自分事として捉えてもらえるような、そういう教育をしていく必要があると私自身も考えているところであります。

ぜひとも、この戦後80年というのは、本当にこれから忘却と闘う我々にとっても残された時間が少ないと思い定めて、もう一度、戦争の廃絶、そして核兵器をこの世からなくすとい

うことの本当の理想を追求する最後のチャンスだというふうに考えているところでござります。

以上でございます。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

分かりました。御答弁ありがとうございました。

さて、それでは皆様お待たせしました。これだけ聞きたかった方もいらっしゃると思うんですけど、4つ目の質問に入ります。

次期市長選に向けた出馬の意思についてということで上げております。

それでは、2期8年、市政運営の総括と次期市長選に向けた出馬意思について、また、3期目に向けたビジョンもあれば市長の考え方をお伺いしたいと思います。

私からはこれ以上の質問もございませんので、時間の許す限りお使いくださいませ。どうぞ。

○副議長（森田明彦君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

次期市長選に向けての出馬意思の確認であります。

まずは、2期8年の市政運営の総括をさせていただきたいというふうに思います。

私自身、35歳で市長職に就任して8年ということになります。大変重い重い職責であることを日々実感しながらやっているところでありますし、また、その途中にはコロナ禍であったりとか、自然災害への対応も含めて、本当に2万5,000市民の命の重みを感じる瞬間の連続でもありました。

私としても、この職責をしっかりと全うするべく、日々自らを律しながらやってきたつもりでありますし、いろんな全ての期待にお応えできたかどうかというところでは自信はないところではありますが、未来に対して誠実であるということ、この一点に関しては絶対に失念をしたことがないと断言できるというふうに思っております。

具体的な施策項目でいきますと、まずは西九州新幹線の開業の前夜、そして、その後のビジョンをどう切り開いていくかというのが一番最初の仕事であったかというふうに思っております。まさに嬉野にとって100年の念願かないしどとをどのように、じゃ、次の100年を構想してやっていくかというときに、私たちとしては、まずは西九州の観光といったところも含めて、人々が集い、そしてこの発展絵図を描いていく、そういう拠点としての存在感を高めていくということを第一に上げました。まさに産業を興し、そしてまちを興す、そ

いった人材を育て育むことが、やはり我々として次の100年に最も誠実な政治スタンスであるということを強く言い聞かせてまいりました。

具体的には、新幹線のまちづくりも、今たくさんの方も来ていただいていますし、先日、質問にもいただきました観光消費額については、10年かけて実現をしようと思っていた観光消費額173億円ということで、この基準年の令和元年よりも40億円も積み増すことができているという現実があります。これは、いろんな国の高付加価値化事業等も活用しながら、旅館、商店がもっと多くのお客さんに魅力を十二分に理解していただいた上で、この地域において消費をいただくという努力の積み重ねだったというふうに思います。本当に、市民の皆様のこうした一つ一つの活動が実を結びつつあるというふうに思っております。

また、私自身も、佐賀県内の農林水産の現場を歩いてきた者として強く思っていたのが、人間がガソリンで動くようになれば別ですけれども、こうして命を維持していくには食べることは絶対にやめられない。そして、食料を止められたときに、この国そのものが危機に立たされるということも強く思っておりました。農業は厳しい、もう子どもには継がせられん、そういった声もいろいろ歩いていると聞きました。でもそうじゃなくて、農業を成長産業にしていかないと、この国の存亡すらも危ういし、当然この地域も一緒に衰退をしてしまうということを強く思っていましたので、農業をやりたいという若い人たちをどうやって引き込むか。そして、既にいるお茶農家さんも含めて、やっていらっしゃる方が、もっともっと自分たちの農業を世に知らしめたい、そういう気持ちは寄り添っていくことが大事だということで、ハウス団地、佐賀県、そしてJA、そして国、そして我々、嬉野市の4者でしっかりとスクラムを組んで一つの形にすることができたというのは本当によかったなというふうに思いますし、次のハウス団地の構想も出てきております。これからしっかりとこの地域において農業を志す人材を呼び込み、そして育てていく方針を続けていっていただければというふうに思っているところでもあります。

また、嬉野市の特性として、肥前吉田焼、そしてうれしの茶をはじめ、本当に伝統的な地域産業に恵まれた地域でもあります。まさに、それを担う若い人たちを育てていくというのは前述のとおりでありますけれども、この伝統産業がこの時代にまで残ってきたには必ず革新の歴史があったというふうに思います。そのイノベーションを起こすべく、担い手だけではなくて、嬉野市を訪れていただく多くの方にも力になっていただけるような仕組みづくりをしていかなければならぬというふうに思っております。

そういう中で、本当に皆さんに危機感を持って努力をしていただいて、この吉田においてのクラフト・ツーリズムであったり、大学と連携した人材育成プログラムであったり、また、観光交流と、そういうところでいろんな成果を上げていただいているということあります。

るる、今のこの2期8年を総括しましたけど、これらは全て私が成し遂げたことではない

というのは当然のことであります。しかしながら、やっぱりこうした頑張る人たちに対してしっかりと投資をして、そして次の世代につなげていくという取組をしていくのは、我々行政の課せられた大きな課題だと認識をしておりますし、私自身も、次の市長選におきましても、そういった将来ビジョンを示しながら、信任をいただけるのであれば、もっともっとこのまちをよくしていくことができるというふうに思っております。

当然、皆様のお力が全てだというふうに思っておりますが、我々としても、信任をいただくということは本当に簡単なことではないというふうには分かっておりますけれども、ぜひもう一度、その一人一人とそういった対話をしていきたいというふうに考えているところであります。

この嬉野市としては、クリエイティブな人材を集積して次世代を切り開いていくということでもちのテーマにしていくわけでありますけれども、今後のビジョンとしては、やはり次世代の投資に全振りできるような、そういったまちを目指していく。それは、とりわけ子どもに関してであります。これまで、産業振興、そしてまたその産業振興の成果が市内あまねく行き渡るような仕組みづくりをしてまいりましたけれども、まさにこうして得た成果を子どもたちへの投資へ生かしていきたいというふうに思っております。

この塩田庁舎の利活用も大変関心の大きな話題だというふうに思っておりますが、ここを、子どもたちが笑顔で、そして歓声を上げるような場所にしていく。そして、その子どもを育てる若い世代の人たちもここに集い、そして、時に悩みを共有しながら、このまちのために子どもたちを育み、そして自分たちも一緒に頑張ろうという気になってもらえるような拠点づくりに努めてまいりたいというふうに思っておりますし、塩田を含めて、嬉野市が育んできた歴史、文化の薫るような拠点にしていけるように努力を重ねてまいりたいと思います。

また、新庁舎につきましても、今建設工事が進んでおります。これにつきましては、将来負担とか、防災・減災の拠点としての活用ということも視野に、本当に苦渋の決断でこの庁舎建設という事業に采配を振ることになりました。これにつきましても、やはり利便性が損なわれることなく、誰一人取り残さない行政サービスの実現のために、しっかりと生きた投資にするべく頑張ってまいりたいというふうにも考えております。

国のフロントヤード改革事業ということで、モデル事業としても期待を寄せていただきております。これまで佐賀県のデジタル改革を指導してきたという自負もありますので、しっかりとこの改革の波を次に次につなげていきたいというふうにも考えているところであります。

そしてまた、生成AIも含めた最新技術をしっかりとこのまちの活力に取り込んでいくということも、私たちとしても、ある意味、嬉野市のカラーとして定着をさせていきたいというふうにも考えているところでございます。

最後に、持続可能なまちづくりということが言われております。これはもちろん、こう

いった人口減少の社会において、人口が減るということは、一定やっぱり甘受をしなきやいけない部分はあるかとは思いますけれども、自主的な活力をどう維持していくかということもありますけれども、昨今、嬉野市の特殊な課題としてありますのが、嬉野温泉の源泉の水位についても、やはり抜本的な対策が必要であるというふうに思っているところであります。

これについても、本当に嬉野の温泉があることが、この地域、農業、農林水産業も含めて、商工業も含めて、絶対に欠かすことのできないものだというふうに思っておりますので、これを守って次世代につないでいくということが一番重要なことだと思っております。そういった意味では、今、水位が低下している原因ともなっている漏湯であったり、また、使用量のルールづくりであったり、そういったところにも、しっかりと私自身が道筋をつけたいというふうに考えているところであります。

この課題山積する中で、私自身、10年というのが一つの区切りだと思ってやってきたところであります。私としては、集大成のつもりで次期信任をいただけるのであれば取り組んでまいりたいというふうに思いますし、しっかりと市民の皆さんと共に歩んでいく、その一人であるということを自覚しながら、今後の準備を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○副議長（森田明彦君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

時間の許す限りと言いますが、本当に遠慮なくたっぷりお時間を使っていただきありがとうございます。

ということで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（森田明彦君）

これで宮崎良平議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時10分 散会